

第 1 期

富士吉田市こども計画

令和 7 年度～令和 1 1 年度



令和 7 年 3 月

富士吉田市

ごあいさつ

近年、我が国の子育て政策は大きな転換点を迎え、令和5年4月1日にはこども家庭庁が発足されるとともに、こども基本法が施行されました。また、同年12月にはこども大綱が策定され「こどもまんなか社会」の実現に向け、国全体で施策を推進しているところであります。



全てのこどもが個人として尊重され、愛され、保護されることは国が掲げるこども施策の基本理念であるとともに、これまで本市が推進してきた子育て施策そのものであります。

本市では妊産婦等に寄り添った産前産後ケア事業をはじめ、3歳児以上に対する給食費無償化、ホームスタート事業、県内でNo.1の実績を誇るファミリー・サポート・センター事業、小中学生に対する給食費無償化、国の児童手当拡充に先駆けて行った高校生等への特別支援金等、こども・子育て世帯への支援について多くの事業を重層的に展開してまいりました。

このたび「第2期富士吉田市子ども・子育て支援事業計画」が計画期間の終期を迎えるにあたり、同計画を内包した新たな計画として「第1期富士吉田市こども計画」を策定いたしました。計画の基本理念を「こども・若者の未来を みんなで支えあい 笑顔が広がる 元気な家族が暮らすまち」と位置づけ、全てのこども・若者が、家族や地域社会の中で、明るく健康的に成長し、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう、これまで以上に積極的に施策を推進してまいります。本計画の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただいた保護者の皆様、このほか策定に関わっていただいた皆様方、そして、アンケートを通じて貴重なご意見をいただいたこどもたちに心から感謝を申し上げます。

2025（令和7）年3月

富士吉田市長 堀内 茂

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) こどもの意見聴取	4
(3) SDGs の取組	4
3 他計画との関係	5
4 計画の期間	6
第2章 富士吉田市の現況	7
1 富士吉田市の現況	8
(1) 総人口の推移	8
(2) 年少人口の推移	8
(3) 出生数・出生率の推移	9
(4) 婚姻数・離婚数の推移	9
(5) 生活保護受給世帯数、人員、保護率の推移	10
(6) 就業率の推移	10
(7) 保育所等・幼稚園の状況	11
(8) 小学校・中学校の状況	12
(9) 放課後児童クラブの状況	13
(10) 病児・病後児保育の状況	13
(11) 子育てに関する地域の活動状況	13
(12) 公園の状況	14
2 市民アンケート調査の結果	15
(1) 調査の目的	15
(2) 調査概要	15
(3) 就学前児童の保護者及び小学生の保護者の子育てに関する調査の結果	16
(4) 小学5年生及び中学2年生調査の結果	27
(5) 未就学児、小学5年生及び中学2年生の保護者の暮らしに関する調査の結果	30
(6) 18歳から39歳までのこども・若者調査の結果	32
3 富士吉田市を取り巻く課題	34
(1) 子ども・子育て支援	35
(2) 切れ目のない支援	36

(3) 次世代の育成	37
(4) 地域とのつながり	37
(5) こども・若者の自立支援	38

第3章 計画の基本理念と基本目標 39

1 計画の基本理念	40
2 基本的視点	41
3 基本目標	42
4 計画の体系図	43

第4章 施策の展開 44

基本目標 1 安心してこどもを産み育てられる環境の充実	45
基本目標 2 こどもが健やかに育つ環境の充実	54
基本目標 3 こどもと子育てを支える環境の充実	58
基本目標 4 こども・若者が成長する環境の充実	61

第5章 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 65

1 教育・保育提供区域の考え方	66
2 量を見込む区分について	67
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	68
(1) 1号認定及び2号認定（教育目的の希望が強い）	68
(2) 2号認定	69
(3) 3号認定	69
(4) 保育利用率	70
4 教育・保育の一体的提供の推進	71
5 教育・保育施設の質の向上	72
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	73
(1) 利用者支援事業	73
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）	73
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	74
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	75

(5) 乳児家庭全戸訪問事業	75
(6) 養育支援訪問事業	76
(7) 地域子育て支援拠点事業	76
(8) 一時預かり事業	77
(9) 病児病後児保育事業	78
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	78
(11) 妊婦健診事業	79
(12) 妊婦等包括相談支援事業	79
(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	80
(14) 産後ケア事業	81
(15) 子育て世帯訪問支援事業	82
(16) 児童育成支援拠点事業	82
(17) 親子関係形成事業	83

第6章 計画の推進体制と進行管理 84

(1) 推進体制	85
(2) 計画の進行管理	85

第7章 資料編 86

1 関係条例	87
2 委員名簿	89

第 1 章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

令和 5 年 4 月 1 日に、こども家庭庁が設立され、同日に「こども基本法」が施行されました。施行されたこども基本法第 10 条において、市町村は、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された、国が策定する「こども大綱」と都道府県が策定する「都道府県こども計画」を勘案して、こども計画を策定するよう努力義務が課せられました。

このことにより、全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

また、こども計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされています。

今般、「第 2 期富士吉田市子ども・子育て支援事業計画」が終了することから、令和 7 年度から令和 11 年度までの間を計画期間とする、子ども・子育て支援事業計画などを内包する「富士吉田市こども計画」を新たに策定しました。

引き続き、本市で生まれ、育つこどもたちが、家族や地域社会の中で、明るく健康的に成長できるまち、将来に向けて歩み続けていけるまちを目指すとともに、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を実現していくことを目指します。

«本計画書における「子ども」の表記について»

国においては、「こども」表記の推奨について（依頼）」（令和4年（2022年）年9月15日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡）のとおり、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」が用いられています。

なお、特別な場合とは以下のとおりです。

① 法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」

② 固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「母子保健計画」を内包する計画としています。

(2) こどもの意見聴取

本計画の策定にあたり、基礎資料とするためアンケート調査を実施いたしました。また、「こどもみんなか社会」の実現に向け、こどもや若者からの意見を反映させるため、子育て支援センターを利用している小学生、中学生、高校生及び保護者を対象としたアンケート調査も行っており、これらの結果は、本計画の基本的な視点に反映しています。

(3) SDGs の取組

本市は令和6年5月23日に国のSDGs未来都市に選定されました。

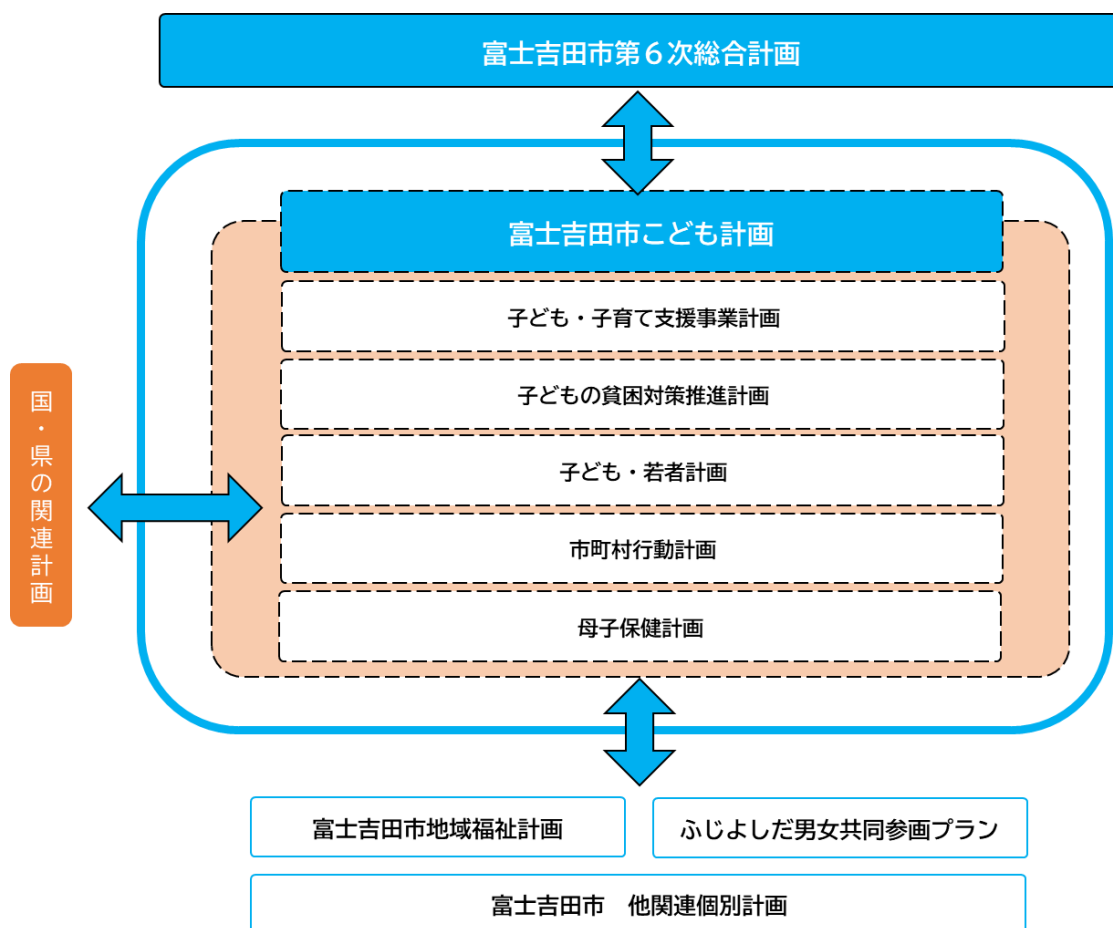
SDGsの目標の追求は住民の生活の質を向上させ、地域課題の解決に向けて取り組むものであり、本市はこれまでもSDGsの理念に沿った施策を展開してきました。本計画においてもSDGsの視点を意識し、目標3、4、5の達成のために、こども・若者に関する取組を推進していきます。



富士吉田市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

3 他計画との関係

本計画は、上位計画である「富士吉田市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り、社会情勢等の変化等を踏まえ、状況に応じて見直すとともに、より効率的に、より効果的に事業を推進します。

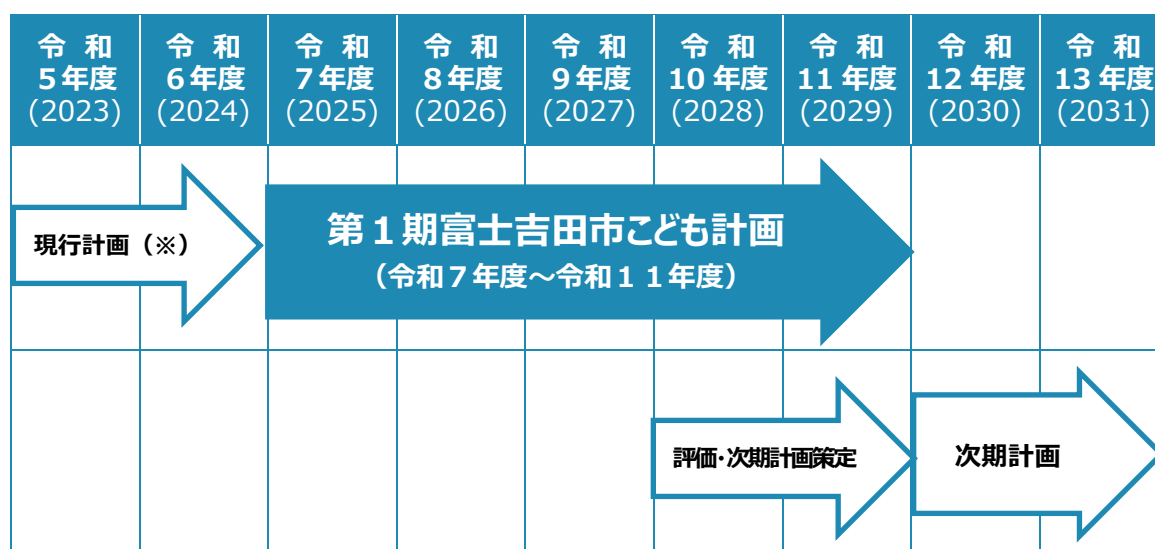


なお、当該期間中に法制度の変更や社会経済情勢の著しい変化等が生じた場合は、適宜、富士吉田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）で協議し、必要に応じて計画を見直します。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、計画の最終年度となる令和10年度から令和11年度までにかけ、本計画の達成状況の評価と次期計画の策定を行います。

なお、国や山梨県の施策の動向、社会経済情勢の変化等を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います。



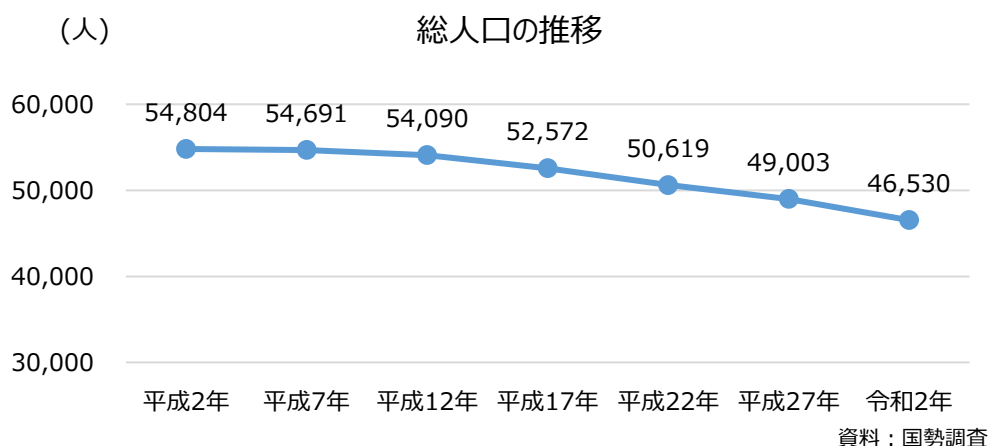
(※) 第2期富士吉田市子ども・子育て支援事業計画

第2章 富士吉田市の現況

1 富士吉田市の現況

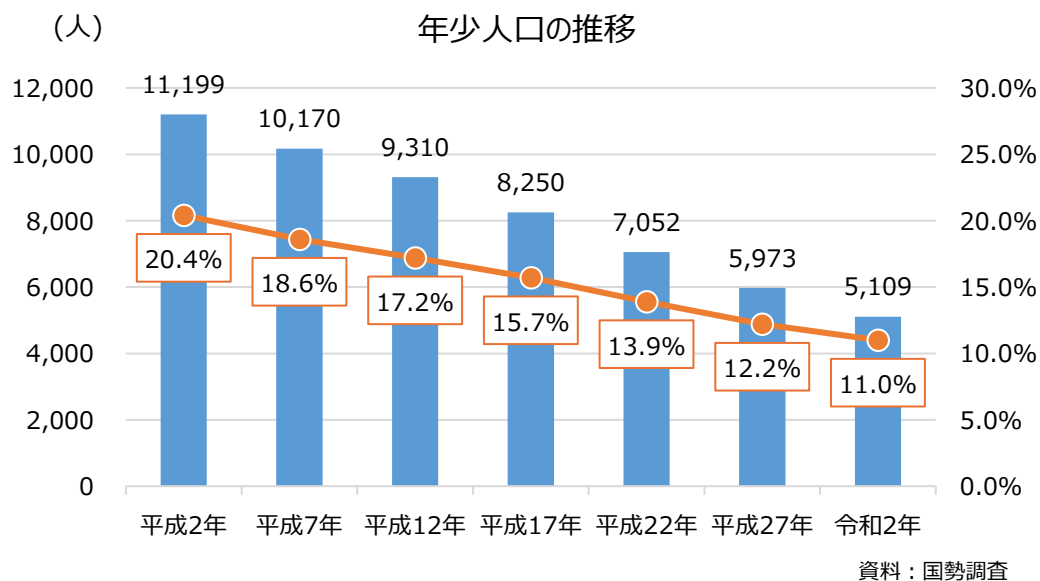
(1) 総人口の推移

国勢調査によると、本市の総人口は、平成 2 年の 54,804 人をピークに減少傾向となっており、令和 2 年には 46,530 人となっています。



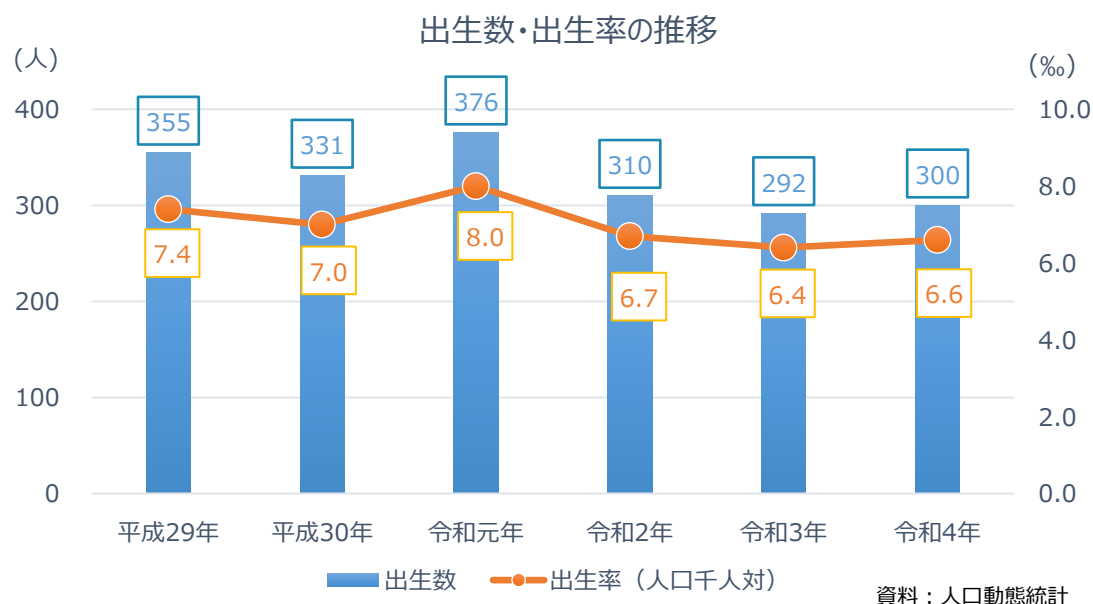
(2) 年少人口の推移

年少人口（14 歳以下の児童の人口）は減少傾向が続いており、平成 2 年の 11,199 人から令和 2 年には 5,109 人と、30 年間で 54%減少しています。また、総人口に占める年少人口割合も低下傾向が続いており、平成 2 年の 20.4%から令和 2 年には 11.0%と、30 年間で 9.4 ポイント低下しています。この割合は国の 11.9%を下回り、県の 11.4%とほぼ同水準となっています。



(3) 出生数・出生率の推移

出生数は、平成 29 年の 355 人から令和 4 年には 300 人へと、5 年間で 55 人減少しています。また、出生率も低下傾向が続いており、平成 29 年の 7.4‰から令和 4 年の 6.6‰へと、6 年間で 0.8 ポイント低下しています。

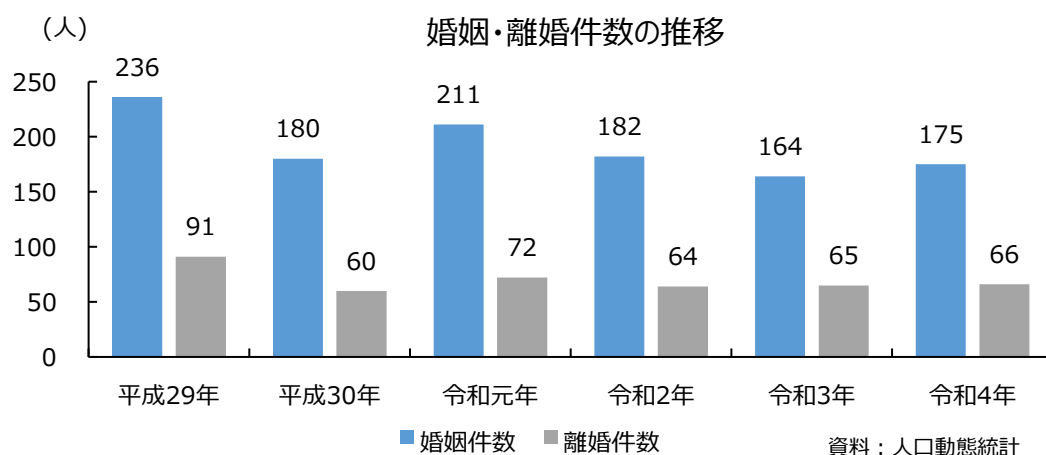


※ 人口千人あたりのため「‰（パーミル）」で表記

(4) 婚姻数・離婚数の推移

婚姻件数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和 4 年には 175 件となっています。

離婚件数は、平成 30 年に 60 件まで減少しましたが、令和 4 年には 66 件と増加傾向にあります。



(5) 生活保護受給世帯数、人員、保護率の推移

生活保護世帯数は横ばいの状況ですが、生活保護世帯人員は減少傾向となっています。また、生活保護率は令和 3 年度を境に減少傾向にありますが、山梨県、全国の生活保護率と比較すると低くなっています。

生活保護受給世帯数、人員、保護率の推移

(単位：人、%)

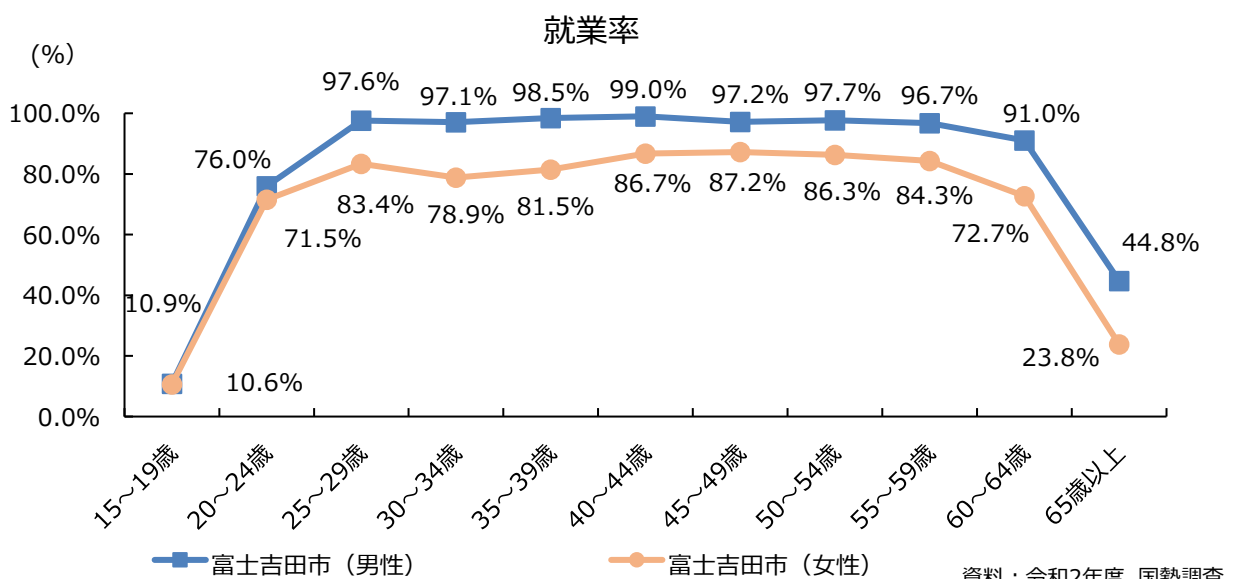
		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
富士吉田市	保護世帯数	242	247	248	245	244
	保護世帯人員	270	277	281	269	269
	保護率	0.55	0.57	0.59	0.57	0.57
山梨県	保護率	0.86	0.87	0.88	0.88	
全 国	保護率	1.64	1.63	1.63	1.62	

(6) 就業率の推移

男性就業率は、20～24 歳で 76.0%、25～59 歳では 96%以上で推移しています。

女性就業率は、20～24 歳で 71.5%、25～29 歳では 83.4%まで上昇するものの、30～34 歳で一度下がり、その後 45～49 歳まで上昇しています。この傾向は、出産や子育てを経て再度就業しているためと推察されます。

また、どの世代も男性就業率が女性就業率を上回っています。



(7) 保育所等・幼稚園の状況

① 保育所等

令和 5 年 4 月現在、本市には市立 6 か所、私立 11 か所の計 17 か所の保育所等（保育所、認定こども園（保育園機能部分）及び地域型保育事業をいう。）が設置されています。利用定員数は 1,348 人となっています。

一方、利用児童数は増減を繰り返しながら推移していますが、令和元年度以降を見ると 900 人台、令和 4 年度以降は 1,000 人台となっています。なお、過去 10 年間、待機児童数は発生していません。

保育所等の状況

(単位：施設、人)

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育所等の数	市立	7	7	7	7	6
	私立	6	7	8	10	11
	計	13	14	15	17	17
利用定員数 (市全体の保育所等の定員数の合計)		1,217	1,292	1,307	1,449	1,348
利用児童数	0 歳	39	88	74	92	90
	1 歳	148	147	162	154	175
	2 歳	155	166	184	198	186
	3 歳	197	186	189	222	220
	4 歳	194	205	189	203	230
	5 歳	220	213	219	191	205
	計	953	1,005	1,017	1,060	1,106
待機児童数		0	0	0	0	0

② 幼稚園等

令和 5 年 5 月 1 日現在、市内には私立の幼稚園等（幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）をいう。）が 7 か所設置されています。

就学児童数は平成 16 年度以降減少傾向が続いており、令和 5 年度には 314 人となっています。

幼稚園等の状況

(単位：施設、人)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
幼稚園等の数	4	5	7	7	7
幼稚園等の就学児童数	457	372	381	359	314

③ 預かり保育

市内の幼稚園等では、平成 17 年度以降全園で預かり保育を実施しています。年間の延べ利用児童数は、令和 5 年度まで増加傾向が続いています。

預かり保育の状況

(単位：施設、人)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施施設数	5	6	6	8	8
利用児童数（延人数）	345	563	548	603	630

(8) 小学校・中学校の状況

令和 5 年 5 月 1 日現在、本市には市立小学校が 7 校、市立中学校が 4 校、私立中学校が 1 校設置されています。

児童数、生徒数ともに減少傾向にあり、令和 5 年度の児童・生徒数は 3,235 人となっています。

小学校・中学校の状況

(単位：人)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小学校児童数	2,300	2,266	2,188	2,158	2,107
中学校生徒数	1,246	1,181	1,188	1,167	1,128
児童・生徒数合計	3,546	3,447	3,376	3,325	3,235

(9) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、令和 5 年度現在、16 か所で実施されています。小学 1 ～ 6 年生までの登録児童数は、622 人となっています。

放課後児童クラブの状況

(単位：施設、人)

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施施設数		15	16	16	16	16
登録児童数	1 年生	184	164	170	197	159
	2 年生	178	123	187	148	186
	3 年生	146	97	118	157	122
	4 年生	78	0	65	63	106
	5 年生	23	0	12	18	38
	6 年生	10	0	5	5	11
	計	619	384	557	588	622

(10) 病児・病後児保育の状況

令和 5 年度から実施施設数が 1 か所増加し合計 3 か所になり、利用児童数は 948 人と大幅に増加しています。

病児・病後児保育の状況

(単位：施設、人)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施施設数	2	2	2	2	3
利用児童数（延人数）	129	14	78	107	948

(11) 子育てに関する地域の活動状況

令和 5 年度現在、市内で活動している子育てサロンは 4 団体あります。

市内の子育てサロンの状況

名 称	登録者数（組）		主な活動場所
ぴよぴよ寺子屋	15 組	30 名	正福寺
なかよしクレヨン	13 組	27 名	子育て支援センター他
小さなおてて	10 組	20 名	富士吉田バプテスト教会
リズムであそぼ	10 組	20 名	子育て支援センター

(12) 公園の状況

令和 5 年度現在、市内にはこどもたちの身近な遊び場となる 10 か所の都市公園や 13 か所のちびっこ広場など、63 か所の公園が設置されています。

市内の代表的な公園

名 称	場所・主な設備など
諏訪の森自然公園	上吉田 富士パインズパーク 芝生広場、遊歩道、バーベキュー広場、トイレなど
金鳥居市民公園	上吉田二丁目 市の中心部、富士吉田駅東側 昔風の石碑、灯籠、屋門、ベンチ、トイレなど
桂川河川公園	大明見三丁目 大明見浄水場前 サイクリングロード、ベンチ、トイレなど
西原南公園	新西原二丁目 築山、サイクリングロード、ベンチ、トイレなど
みずほ公園	新町一丁目 第一保育園前 ゲートボール場、ベンチ、トイレなど
新倉山浅間公園	浅間二丁目 新倉山の中腹 ベンチ、トイレなど
富士山レーダードーム公園	新屋三丁目 道の駅富士吉田となり ベンチ、トイレなど
富士散策公園	新屋 富士吉田市立看護専門学校となり 遊歩道、トイレなど
明見湖公園	小明見五丁目 体験工房、ベンチ、トイレなど
農村公園 (城山東農村公園・桜公園・こぶし公園)	上吉田東九丁目 城山 鐘山グラウンド近隣 ベンチ、あずまやなど
富士の杜・巡礼の里公園	上吉田東七丁目 ふじさんミュージアムとなり 博物館区域 滝見広場、芝生広場、遊歩道、トイレ 御師住宅区域 御師住宅（店舗等）、湧水広場、遊歩道、 トイレ

2 市民アンケート調査の結果

(1) 調査の目的

「第2期富士吉田市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、新たに令和7年度から令和11年度を計画期間とする計画策定を進める上で、調査結果を基礎資料として活用するため、調査を実施しました。

(2) 調査概要

① 調査期間

令和6年5月31日から令和6年6月14日まで

② 調査対象及び回収率

調査対象	調査数	回収数	回収率	調査種別
①就学前児童の保護者	500	250	50.0%	子ども・子育て支援事業計画 こどもの生活状況
②小学5年生（本人）	350	271	77.4%	こどもの生活状況
③小学5年生(②)の保護者	350	239	68.3%	子ども・子育て支援事業計画 こどもの生活状況
④中学2年生（本人）	350	337	96.3%	こどもの生活状況
⑤中学2年生(④)の保護者	350	247	70.6%	こどもの生活状況
⑥一般市民(18歳～39歳)	500	171	34.2%	こども・若者の意識と生活
合計	2,400	1,515	63.1%	

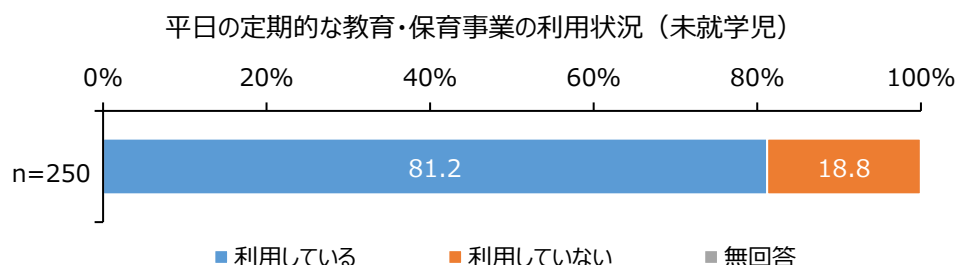
- ▶ 紙とWebアンケートの併用で調査を実施。
- ▶ 小学5年生、中学2年生については、学校を通じて配布。

※ n・・・回答者数（number）を表す。「n = 100」は、回答者数が100人ということ。

(3) 就学前児童の保護者及び小学生の保護者の子育てに関する調査の結果

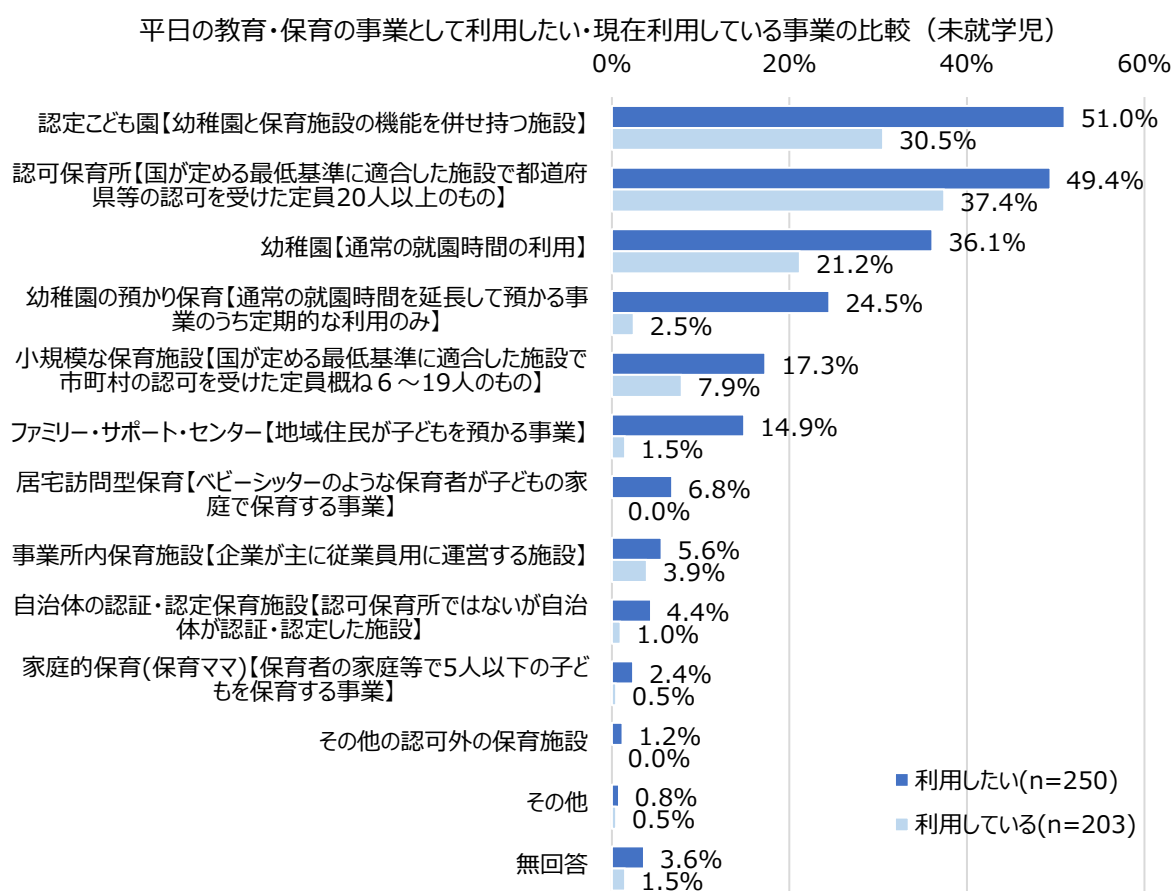
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

回答項目のうち、「利用している」が 81.2%、「利用していない」が 18.8%となっています。



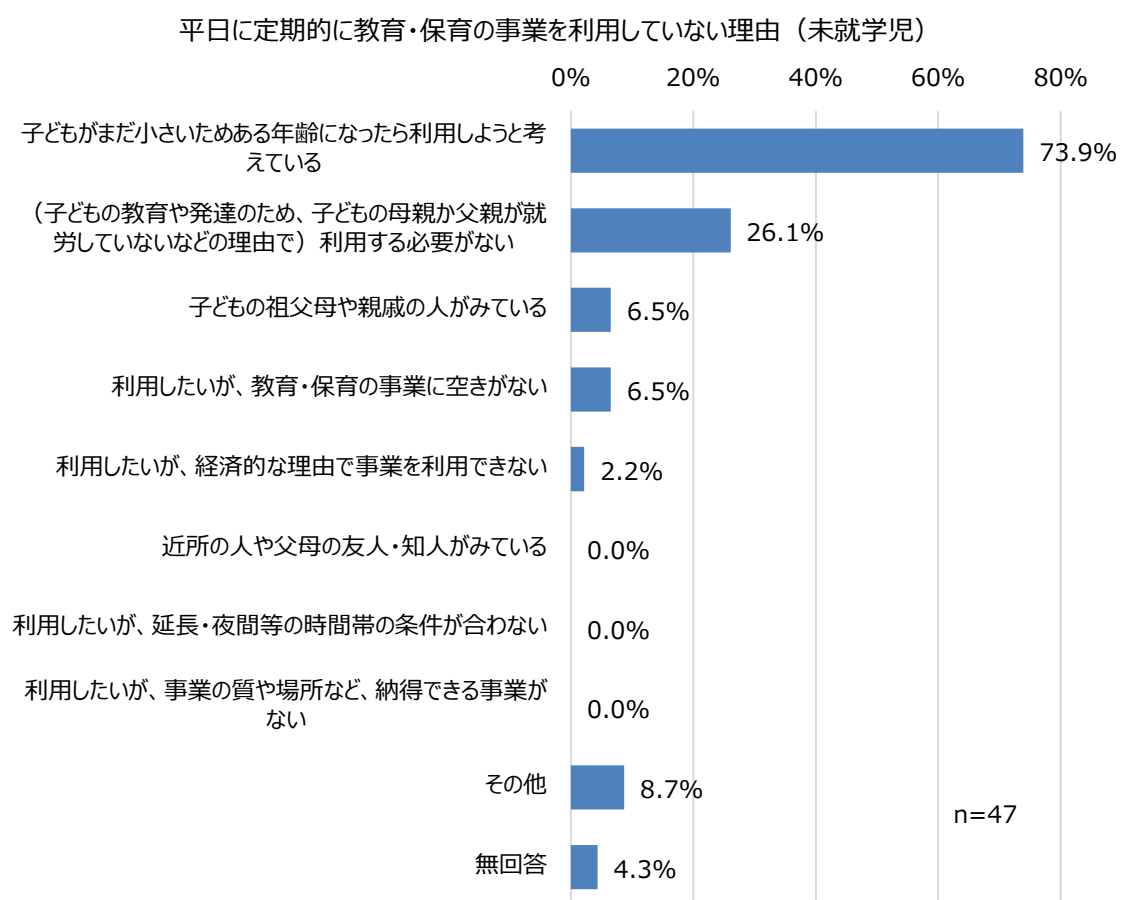
② 平日の教育・保育事業として、利用を希望する事業 / 現在利用している事業

現在利用している事業は、「認可保育所」が最も高いのに対し、希望は「認定こども園」が最も高く、次いで「認可保育所」、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」など、幼稚園及び幼稚園関連事業に対する希望割合が高くなっています。



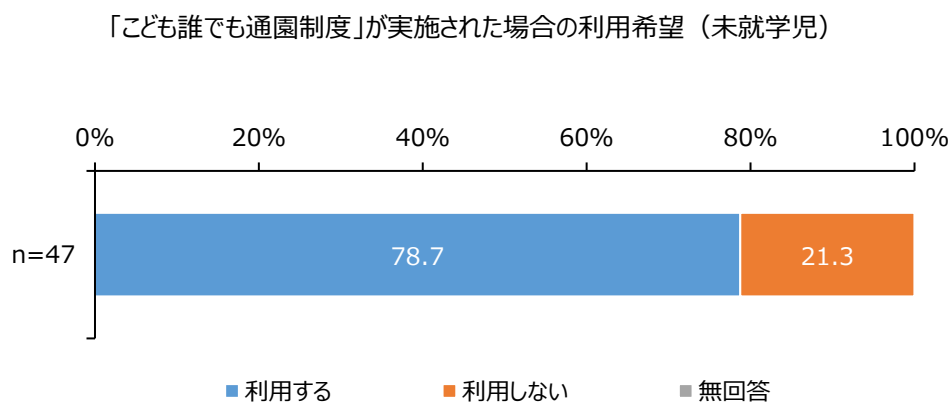
③ 平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由（未就学児の保護者）

教育・保育事業を利用していない理由については、「子どもがまだ小さいためある年齢になったら利用しようと考えている」の回答が 73.9%と最も高く、次いで「（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」が 26.1%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」、「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」がともに 6.5%となっています。



④ 「こども誰でも通園制度」が実施された場合の利用希望（未就学児）

教育・保育事業を利用していない方で、「こども誰でも通園制度」が実施された場合の利用希望は、「利用する」が 78.7%、「利用しない」が 21.3%となっています。

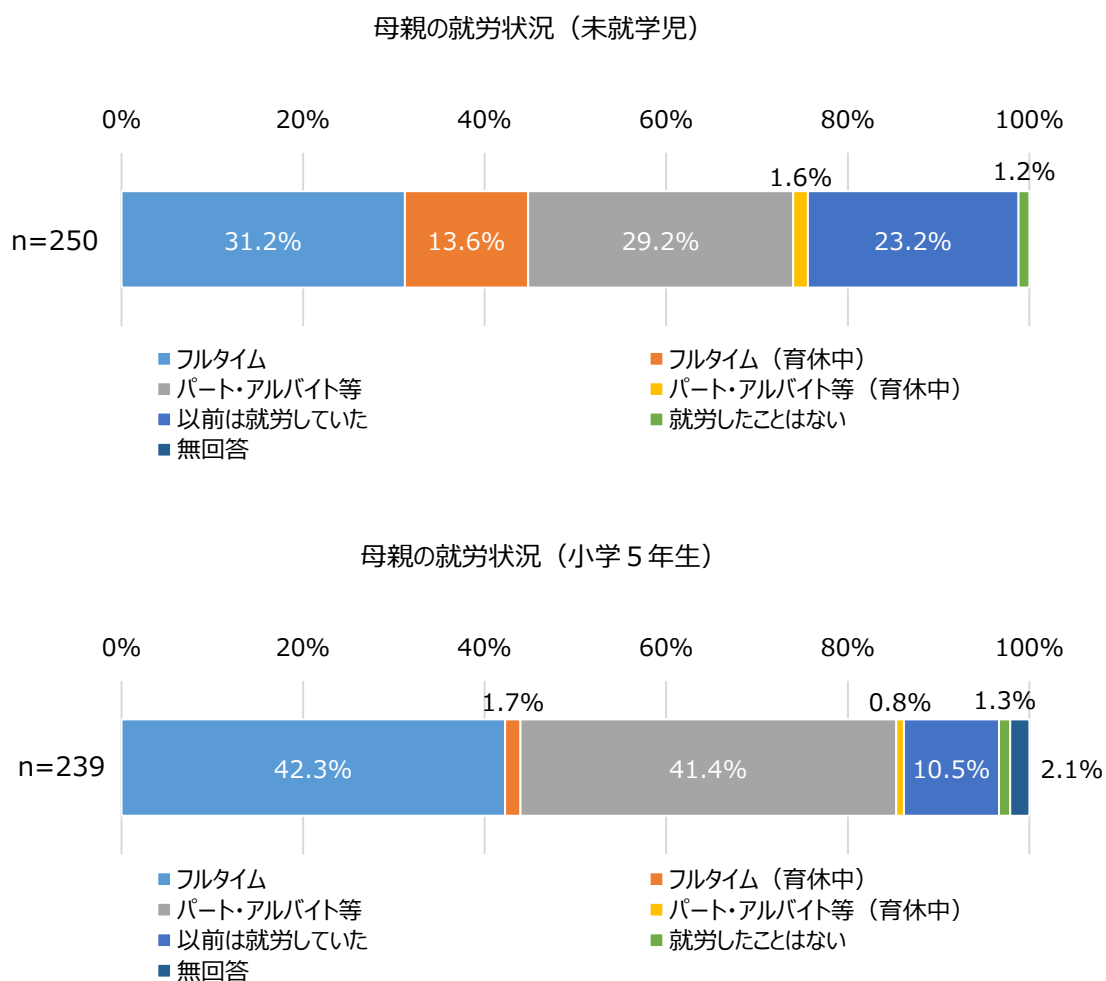


※ 「こども誰でも通園制度」とは、生後 6 か月以上 3 歳未満の保育所や幼稚園などへ就園していない児童を対象とした、月一定時間（2024 年の試行的事業では、月 10 時間を上限として実施している。本格実施の際の時間については未定）までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用が可能な制度

⑤ 母親の就労状況（未就学児・小学5年生）

母親の就労状況については、未就学児は「フルタイム」の回答が 31.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が 29.2%、「以前は就労していた」が 23.2%と続いています。

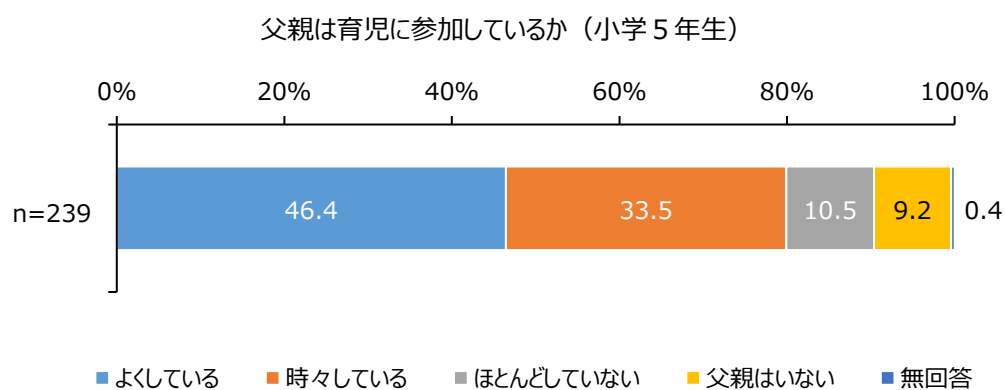
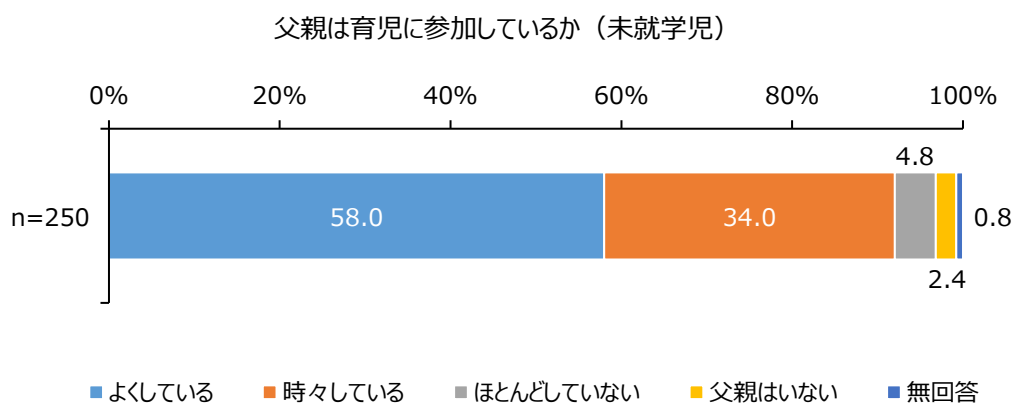
小学5年生は「フルタイム」の回答が 42.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が 41.4%、「以前は就労していた」が 10.5%と続いており、未就学児の母親よりも働いている割合が高くなっています。



⑥ 父親は育児に参加しているか（未就学児・小学5年生）

父親の育児への参加状況は、未就学児は「よくしている」が 58.0%、「時々している」が 34.0%であるのに対して、「ほとんどしていない」は 4.8%となっています。

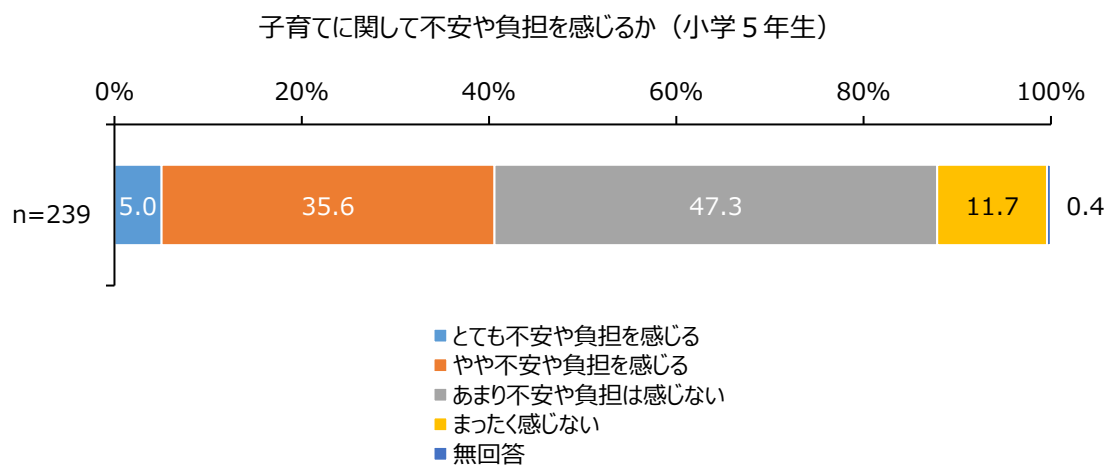
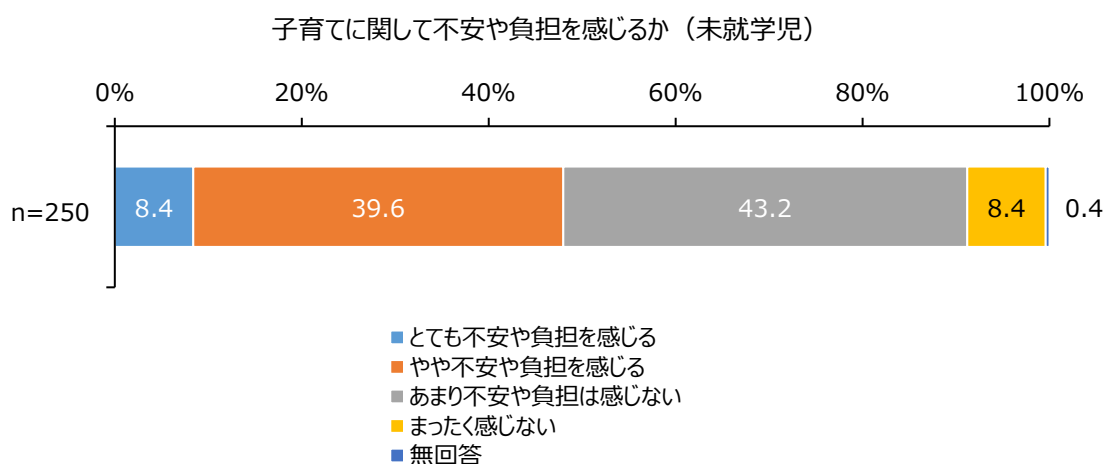
小学5年生は、「よくしている」が 46.4%、「時々している」が 33.5%であるのに対して、「ほとんどしていない」は 10.5%となっており、未就学児と比較して小学5年生の父親は、育児に積極的でない傾向がみられます。



⑦ 子育てに関する不安や負担（未就学児・小学5年生）

子育てに関する不安や負担は、「あまり不安や負担は感じない」の回答が未就学児の保護者で 43.2%、小学5年生の保護者で 47.3%とそれぞれ最も高くなっています。一方で、「やや不安や負担を感じる」も未就学児の保護者で 39.6%、小学5年生の保護者で 35.6%と、不安や負担を感じる保護者が一定数いることが分かります。

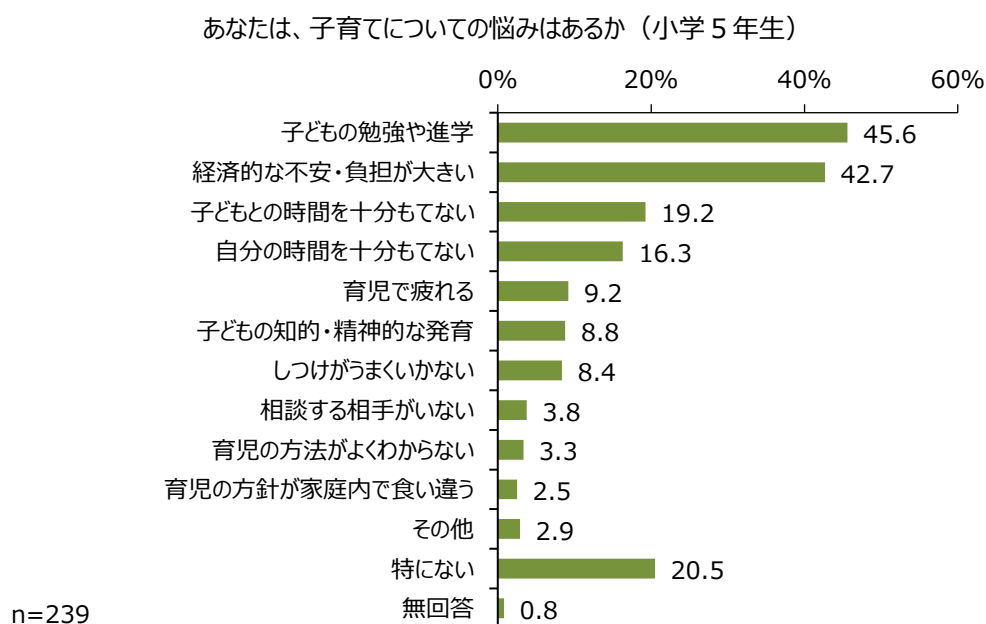
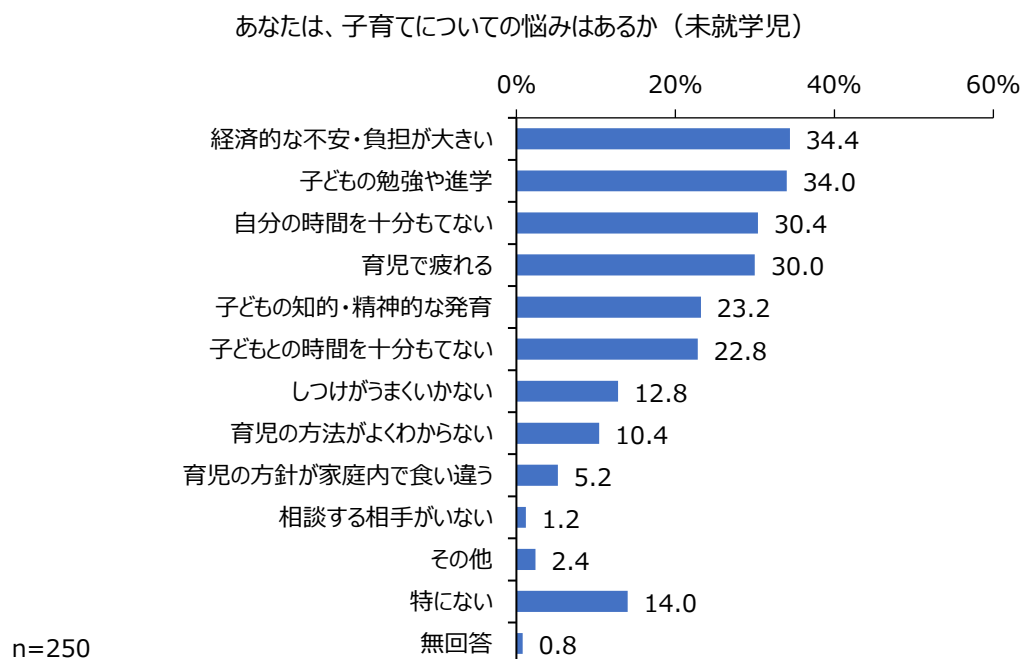
なお、未就学児の保護者、小学5年生の保護者の「とても不安や負担を感じる」「やや不安や負担を感じる」の回答を合算すると 44.4%となっています。



⑧ 子育てについての悩み（未就学児・小学5年生）

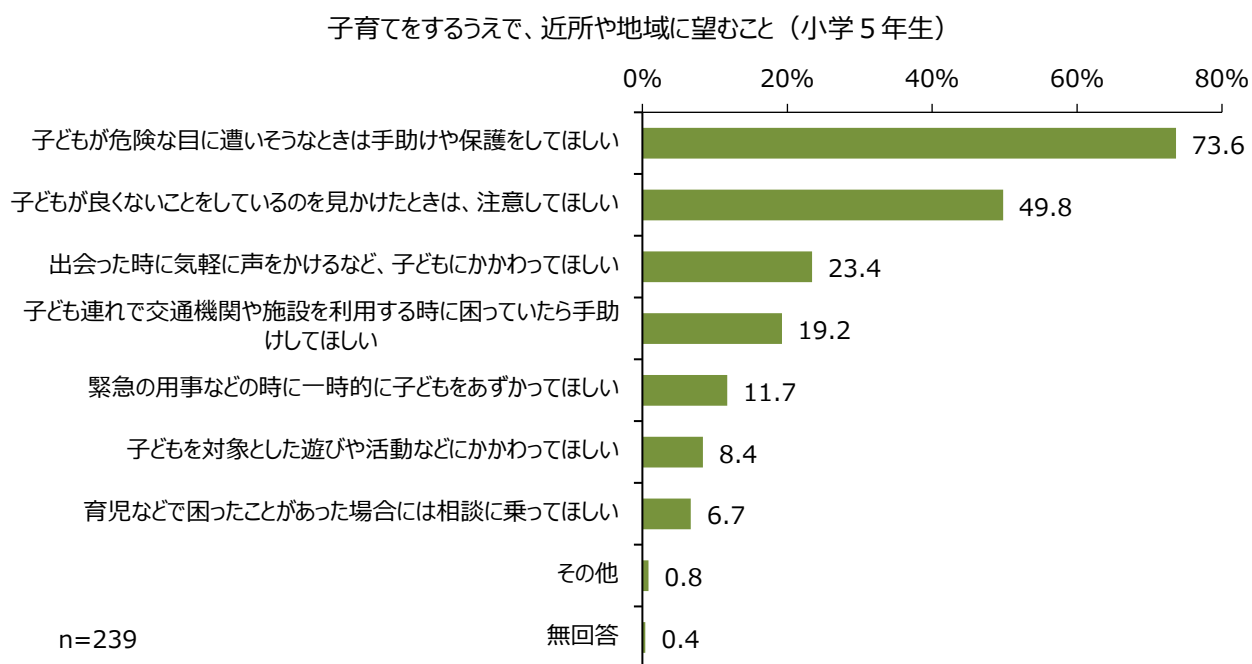
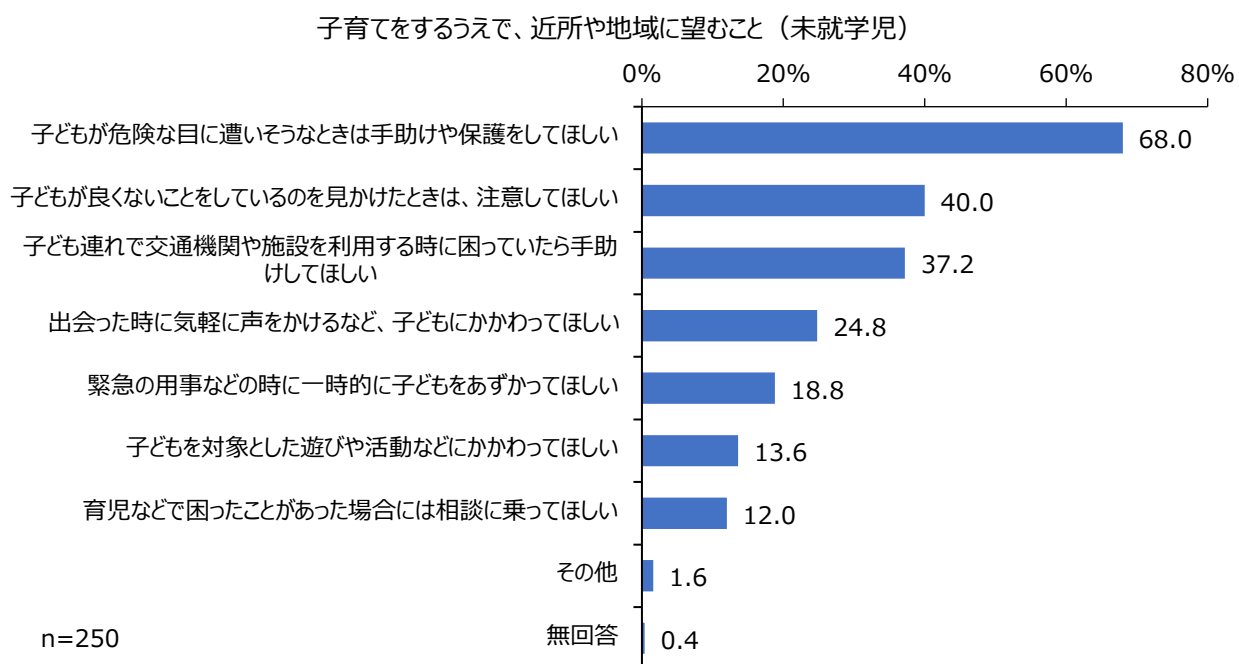
子育てについての悩みは、未就学児の保護者は「経済的な不安・負担が大きい」の回答が34.4%と最も高く、次いで「子どもの勉強や進学」が34.0%、「自分の時間を十分もてない」が30.4%となっています。

小学5年生の保護者は「子どもの勉強や進学」の回答が45.6%と最も高く、次いで「経済的な不安・負担が大きい」が42.7%、「子どもとの時間を十分もてない」が19.2%となっています。



⑨ 近所や地域に望むこと（未就学児・小学5年生）

近所や地域に望むことは、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」の回答が未就学児の保護者で 68.0%、小学5年生の保護者で 73.6%とそれぞれ最も高く、次いで「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」が未就学児の保護者で 40.0%、小学5年生の保護者で 49.8%となっています。

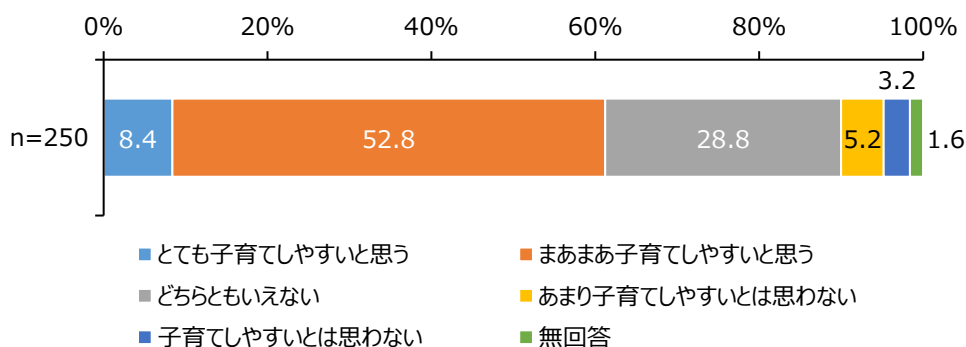


⑩ 子育てのしやすさ（未就学児・小学5年生）

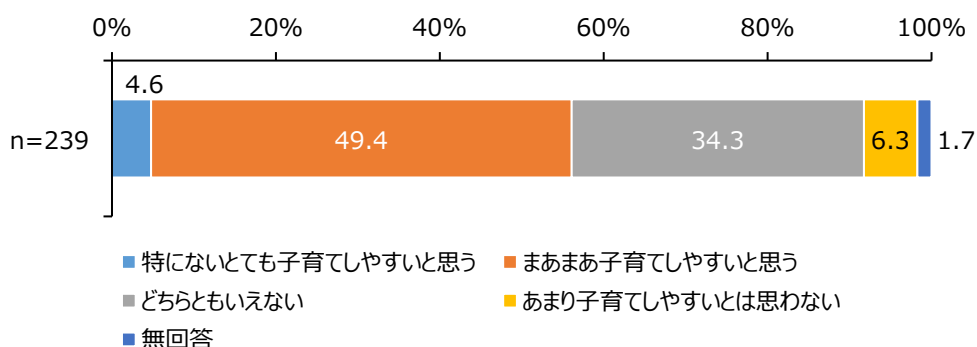
子育てのしやすさについては、「まあまあ子育てしやすいと思う」の回答が未就学児の保護者で 52.8%、小学 5 年生の保護者で 49.4%とそれぞれ最も高く、次いで、「どちらともいえない」が、未就学児の保護者で 28.8%、小学 5 年生の保護者で 34.3%となっています。

また、「あまり子育てしやすいとは思わない」、「子育てしやすいとは思わない」の回答理由として、未就学児の保護者では子育て環境の整備不足や、経済的負担と支援の不足、地域の交流不足と若者の流出などが挙げられ、小学 5 年生の保護者では安全で安心できる遊び場の不足や地域とのつながりやサポートの希薄さ、職場や地域の理解不足などが挙げられています。

住んでいる地区は、子育てのしやすい環境だと感じるか（未就学児）



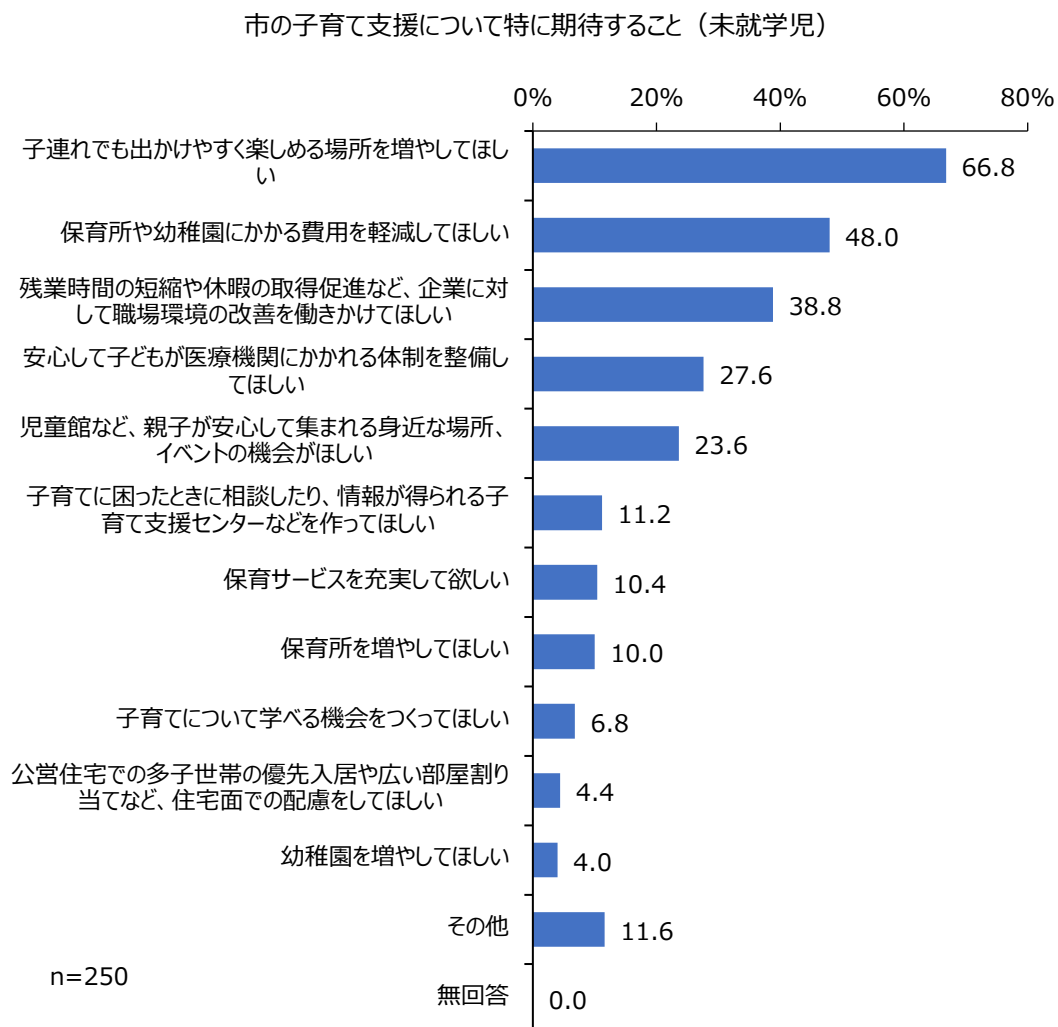
住んでいる地区は、子育てのしやすい環境だと感じるか（小学 5 年生）



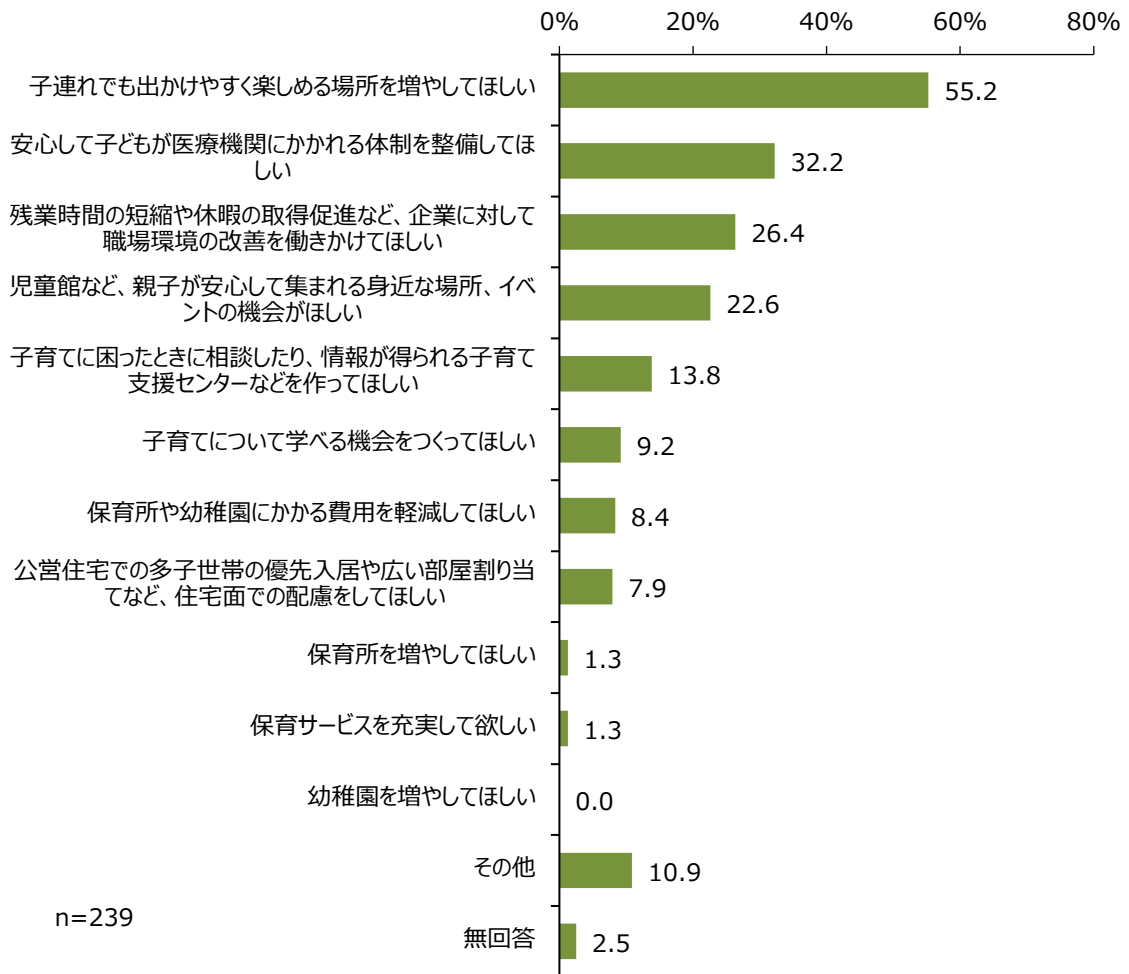
⑪ 市の子育て支援について特に期待すること（未就学児・小学5年生）

市の子育て支援への期待については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の回答が未就学児の保護者で 66.8%、小学5年生の保護者で 55.2%とそれぞれ最も高くなっています。次いで、未就学児の保護者は「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が 48.0%、小学5年生の保護者は「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が 32.2%となっています。

また、未就学児の保護者で「保育サービスを充実して欲しい」を選択した内容としては、保育時間の延長、保育施設・サービスの増加と多様化、就労に関係なく柔軟な預かりなど、保護者の多様なライフスタイルに合わせた柔軟で包括的な保育サービスを求める傾向がみられます。



市の子育て支援について特に期待すること（小学5年生）

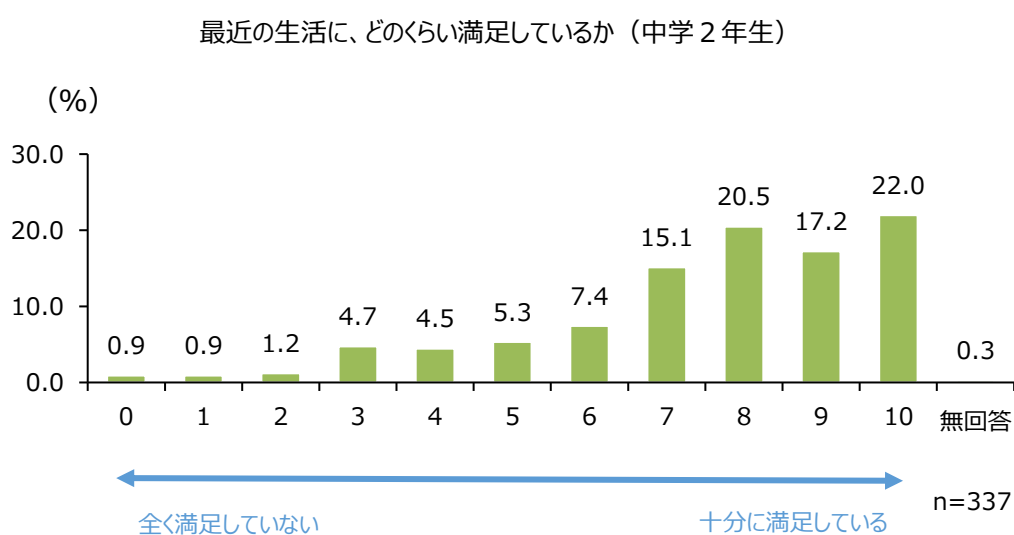
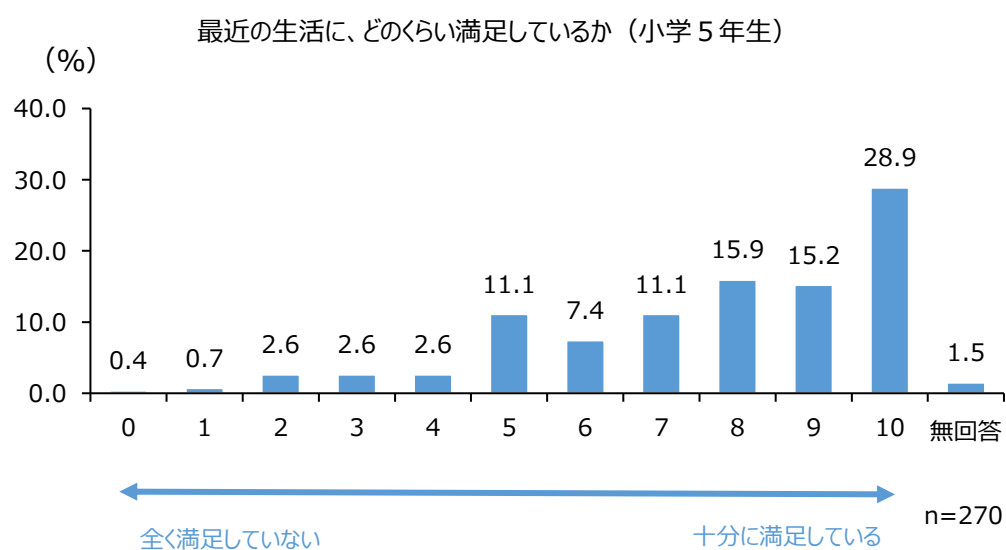


(4) 小学5年生及び中学2年生調査の結果

① 最近の生活に、どのくらい満足していますか（小学5年生・中学2年生）

小学5年生は、「10」の回答が28.9%と最も高く、次いで「8」が15.9%、「9」が15.2%となっています。また、平均値は「7.6」です。

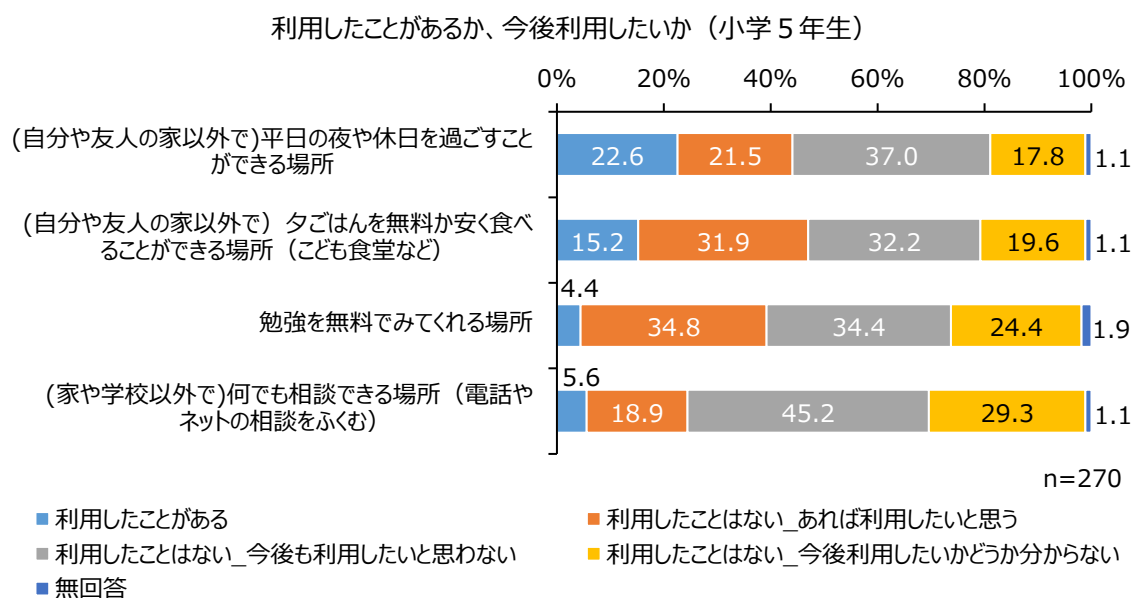
中学2年生は、「10」の回答が22.0%と最も高く、次いで「8」の回答が20.5%、「9」の回答が17.2%となっています。また、平均値は「7.5」です。



② 次のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことはない場合、今後利用したいと思いますか（小学5年生・中学2年生）

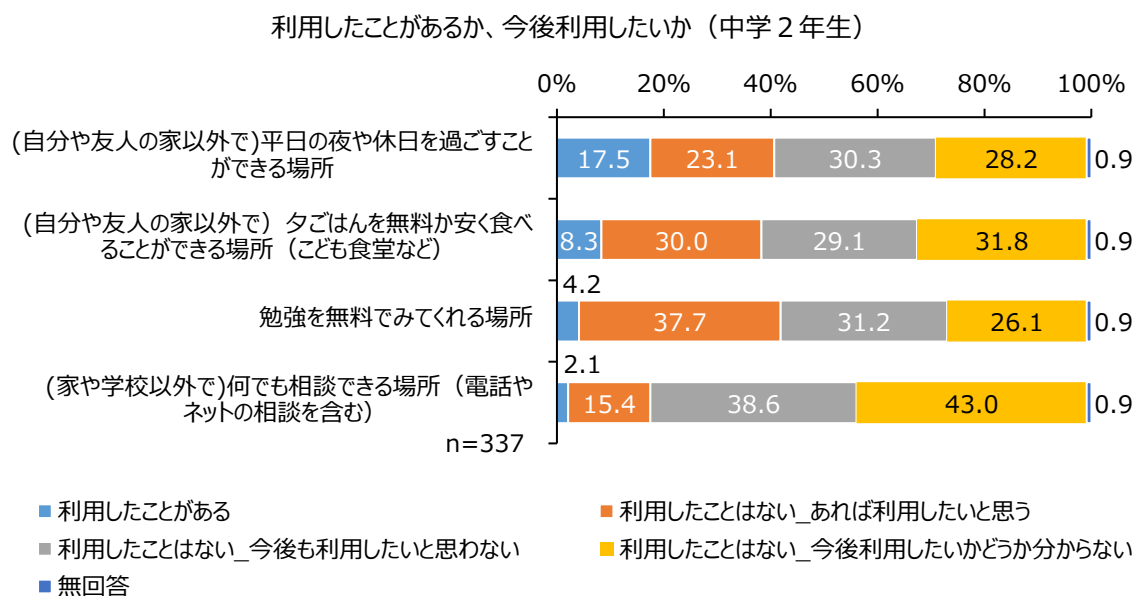
小学5年生では、「(自分や友人の家以外で) 夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（こども食堂など）」と「勉強を無料でみってくれる場所」の2つは、「利用したことはない_あれば利用したいと思う」の回答が3割を超えており、一定の潜在ニーズがある結果となっています。

一方で、「(家や学校以外で)何でも相談できる場所（電話やネットの相談をふくむ）」は、「利用したことはない_今後も利用したいと思わない」の回答が4割を超える結果となっています。



中学 2 年生でも、「(自分や友人の家以外で) 夕ごはんを無料か安く食べることができる場所 (こども食堂など) 」と「勉強を無料でみてくれる場所」の 2 つは、「利用したことはない_あれば利用したいと思う」の回答が 3 割を超えており、一定の潜在ニーズがある結果となっています。

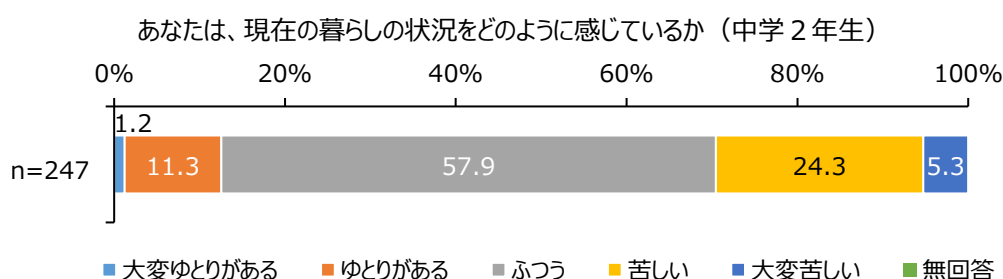
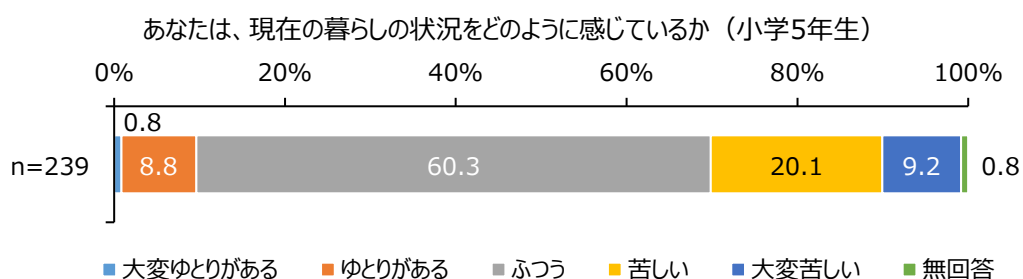
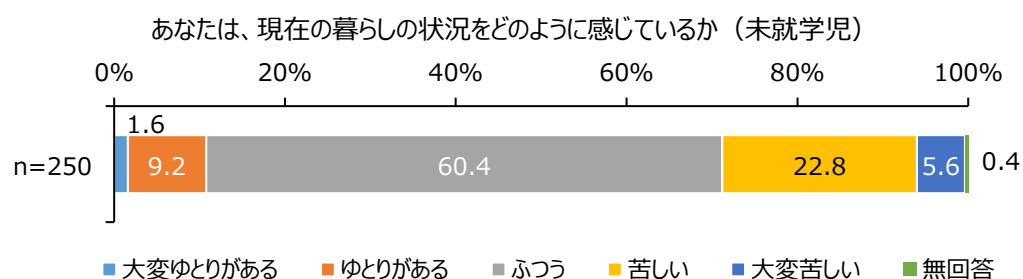
一方で、「(家や学校以外で)何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む) 」も、「利用したことはない_今後も利用したいと思わない」の回答が約 4 割となっています。



(5) 未就学児、小学 5 年生及び中学 2 年生の保護者の暮らしに関する調査の結果

① あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか（未就学児・小学 5 年生・中学 2 年生）

「ふつう」との回答は、未就学児の保護者で 60.4%、小学生の保護者で 60.3%、中学生の保護者で 57.9%とそれぞれ突出している一方で、「苦しい」と「大変苦しい」の合計は、未就学児の保護者で 28.4%、小学生の保護者で 29.3%、中学生の保護者で 29.6%と、程度の差はあるものの生活が苦しいと感じる傾向の割合は、それぞれ全体の約 3 割となっています。



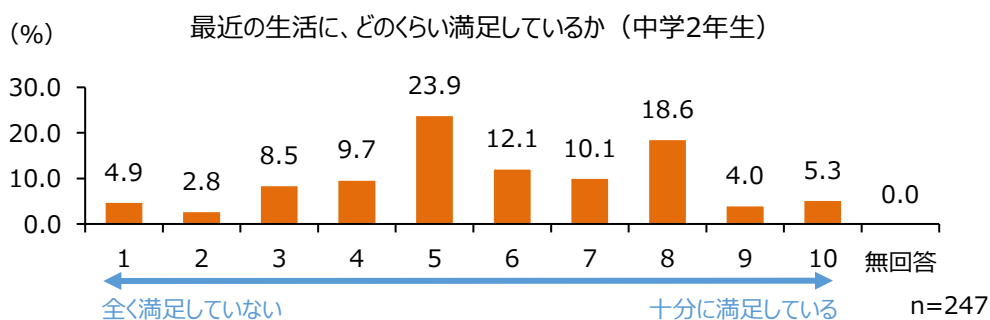
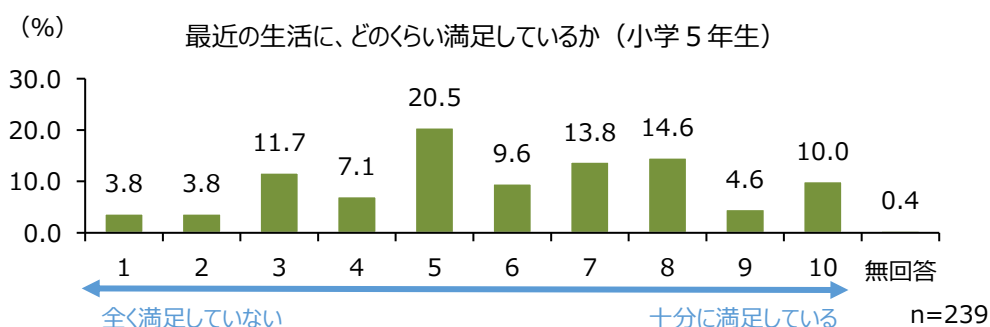
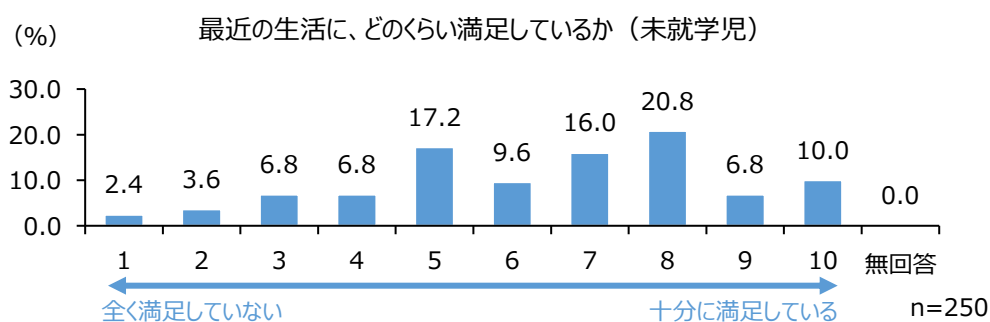
② 最近の生活に、どのくらい満足していますか。(未就学児・小学5年生・中学2年生)

未就学児の保護者は、「8」の回答が 20.8%と最も高く、次いで「5」が 17.2%、「7」が 16.0%となっています。また、平均値は「6.4」です。

小学生の保護者は、「5」の回答が 20.5%と最も高く、次いで「8」が 14.6%、「7」が 13.8%となっています。また、平均値は「5.9」です。

中学生の保護者は、「5」の回答が 23.9%と最も高く、次いで「8」が 18.6%、「6」が 12.1%となっています。また、平均値は「5.8」です。

3つのグラフの平均値を比較すると、こどもの年齢が上がるにつれて、満足度の平均値が下がる傾向となっています。また、3つのグラフの平均値を合算すると平均値は「6.0」となります。



(6) 18 歳から 39 歳までのこども・若者調査の結果

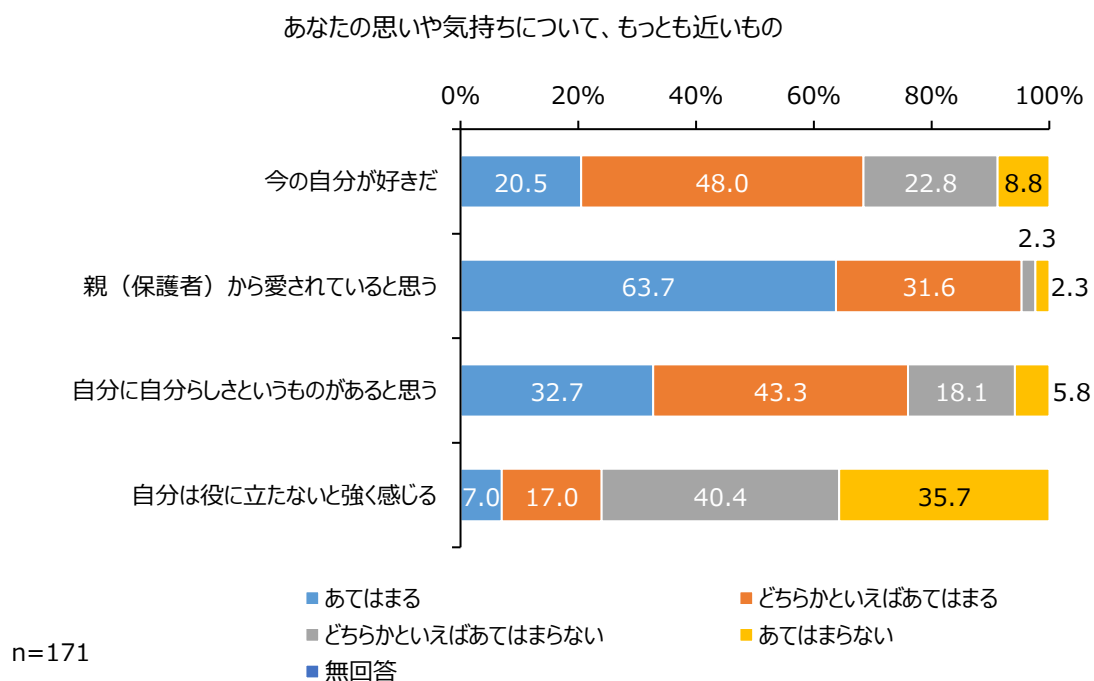
① あなたの思いや気持ちについて、もっとも近いもの

「今の自分が好きだ」の設問に、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計が 68.5%であるのに対して、「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」の合計が 31.6%で、約 7 割が自身に肯定的な回答となっています。

「親（保護者）から愛されていると思う」の設問については、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計が 95.3%であるのに対して、「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」の合計が 4.6%で、9 割以上が保護者からの愛情を感じている回答となっています。

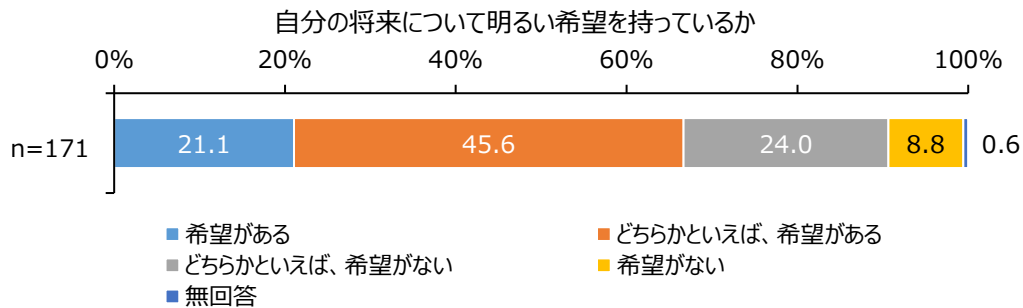
「自分に自分らしさというものがあると思う」の設問については、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計が 76.0%であるのに対して、「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」の合計が 23.9%で、7 割以上が自身に肯定的な回答となっています。

「自分は役に立たないと強く感じる」の設問については、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計が 24.0%であるのに対して、「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」の合計が 76.1%で、2 割強が否定的な回答となっています。



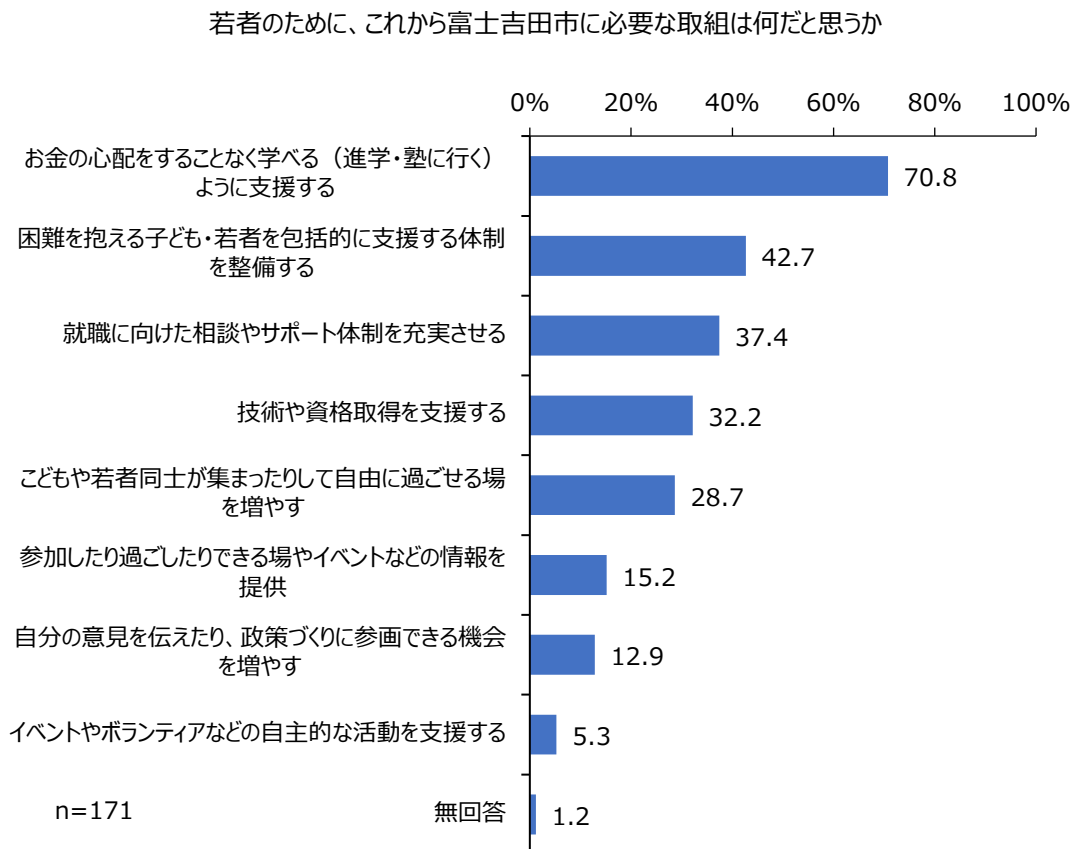
① あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか

「どちらかといえば、希望がある」の回答が 45.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば、希望がない」が 24.0%、「希望がある」が 21.1%となっており、将来をポジティブに考える方が 7 割弱となっています。



② 若者のために、これから富士吉田市に必要な取組は何だと思いますか

「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」の回答が 70.8%と最も高く、次いで「困難を抱える子ども・若者を包括的に支援する体制を整備する」が 42.7%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が 37.4%となっています。



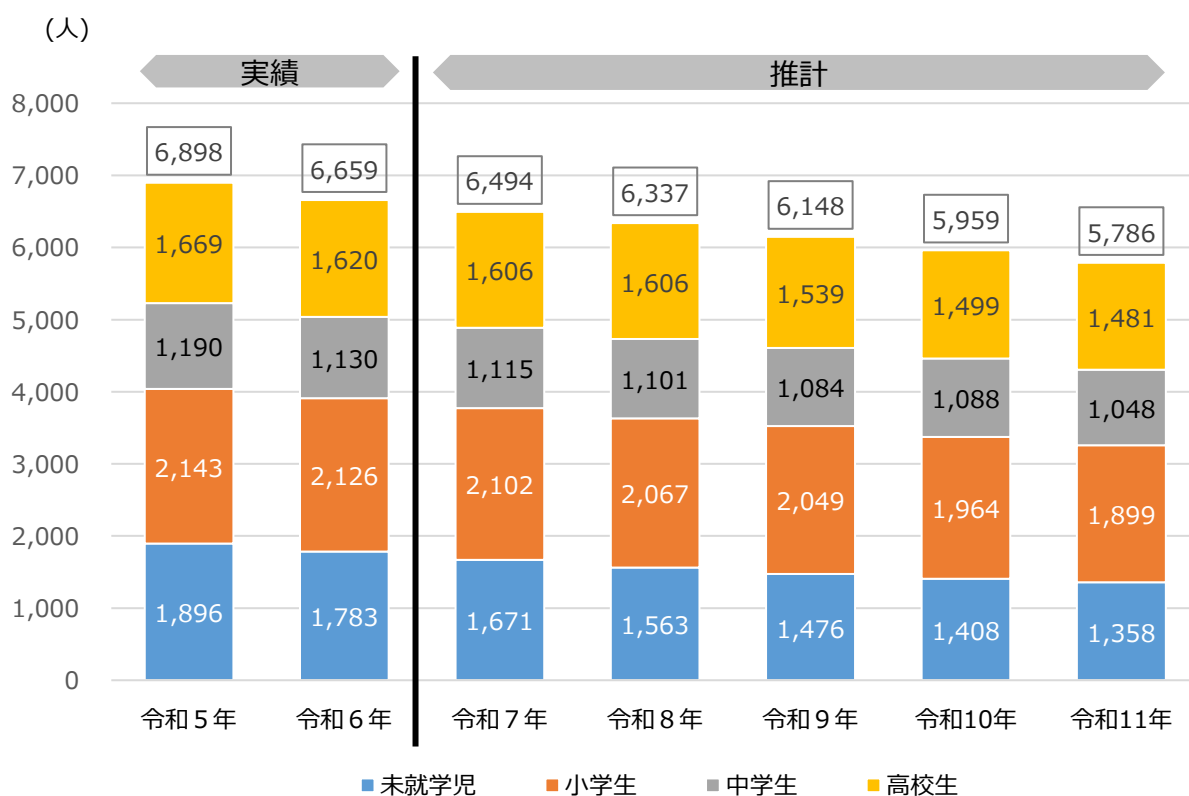
3 富士吉田市を取り巻く課題

「こども計画」の策定にあたり、令和6年度に行ったアンケート調査及びヒアリング調査等の結果に基づき課題を整理しました。

■ 富士吉田市の年齢別の将来推計人口

本市の0歳から5歳までの児童（就学前児童）の人口は、将来的に減少傾向となる推計がされています。人口減少を踏まえた利用定員・施設数の適切化を図り、必要な保育を確保していくとともに、保育施設の機能集約などを検討する必要があります。

また、推計期間における6歳から18歳までの児童の推計人口においても、減少することが見込まれており、急速な少子化が進んでいます。



(1) 子ども・子育て支援

■ 保護者ニーズに応じた保育施設の提供

本市では、保育所や幼稚園における預り保育など、多様な保育サービスや地域の子育て支援拠点の強化などの充実を図ってきました。一方で、アンケート調査では、現在の利用では「認可保育所」が最も高いのに対して、利用希望では「認定こども園」が最も高いなど、利用ニーズの変化がうかがえることから、こうしたニーズの変化に対応した保育サービスの提供が求められています。

■ 将来的な保育サービス利用の受入れ体制の整備

アンケート調査によると、現在保育サービスを利用していないが、こどもが一定の年齢になった場合に利用を考えている保護者も一定数います。したがって、ニーズ量を見込むにあたり、将来保育サービスを利用したい時に受け入れができる体制づくりを併せて検討する必要があります。

■ 保育士など働き手の人材確保と、保育施設の集約化検討

保育士など働き手の人材確保が難しくなる一方で、少子化により保育所や幼稚園などを利用するこどもの人数も、今後減少していくものと考えられます。こうした状況を考慮し、保育サービスの適正化を図るため、人材の確保とあわせて保育施設の集約化などを検討する必要があります。

■ 地域の子育て支援情報の周知と、保護者間の交流機会の創出

地域での保護者間の交流が減少し、子育てサークルなどの支援情報が届きにくい状態となっています。また、地域とつながりを持たない保護者も増加しており、社会的に孤立することが懸念されています。こうした方々が気軽に利用できる子育て支援サービスを周知することや、地域の子育てサークルなどを通じた保護者同士の交流機会を設けることが重要です。

■ 共働き世帯の育児に対する地域や職場の理解促進

アンケート調査によると、未就学児の時よりも小学生になってから母親の働く割合が増加する一方で、父親の育児への参加は、小学生になって低下する傾向にあります。このため、父親が育児に継続的に参加するよう啓発を行うとともに、地域や職場などにおける父親の育児参加への理解が求められています。

- 子育てしやすいと感じられる環境の整備

アンケート調査によると、子育てのしやすい環境だと感じている保護者が約半数である一方で、子育てしにくいと感じると回答した理由として、子育て環境や経済的負担に対する支援の不足、地域との交流の減少、つながりやサポートの希薄さ、遊び場の不足、職場や地域の子育てに対する理解不足などが挙げられています。こうした子育てのしにくさを解消するために、地域における子育て環境の改善が求められています。

(2) 切れ目のない支援

- 保護者が感じる子育ての不安や負担に対する相談・支援

アンケート調査では、子育ての不安や負担について感じている保護者が小学生の保護者よりも、未就学児の保護者の方が多い結果となりました。また、保護者の悩みは、経済的な不安・負担、こどもの勉強や進学に関するほか、未就学児の保護者は、自分の時間が持てないことや育児疲れなどがあります。こうしたこどもの年齢に応じた不安や負担を解消するための相談や支援の充実が必要です。

- 妊産婦の産前・産後の負担軽減

産前・産後の不安や悩みの相談先の確保、育児疲れなどの不安や負担を軽減するため、メンタルヘルス支援の充実を目的とした相談体制の整備や産後ケアの宿泊サービスの提供など、保健・医療・福祉が連携した各種サービスの強化が必要です。

- 子育て世帯が抱える問題の解消に対する情報提供・相談支援

アンケート調査では、保護者の約3割が現在の暮らしの状況について「苦しい」と回答しています。そのため子育てに関する経済的負担やこどもの進学・勉強など、子育て世帯やこども自身が直面している問題を把握し、状況に合わせた的確な情報提供やきめ細やかな相談支援などを通じて、子育て世帯やこどもが抱える苦しさを解消していくことが重要です。

- 困難を抱えるこどもや子育て世帯に対する支援

児童虐待や障害を持つこども、こどもの貧困など、こどもや子育て世帯が抱える問題は多様化、複雑化しています。こうした問題に取り組んでいくため、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置し、一体的な相談支援が行えるように体制が整備されています。今後も、母子保健と児童福祉の両方に精通した専門職の確保や、地域の様々な機関や団

体などとの具体的な連携などを通じて、こどもを取り巻く様々な課題に取り組む必要があります。

(3) 次世代の育成

- こども・若者が成長・活躍できる社会の実現に向けた支援

アンケート調査では、生活に対する満足度について、小学生と中学生の多くで比較的高くなっていますが、低いこどもも一定数います。悩みや困難を抱える全てのこども・若者が健やかに成長し、活躍できる社会の実現に向けて、相談体制の充実や、支援する担い手の育成などに取組んでいく必要があります。

- こどもの自宅以外の居場所の整備

自宅以外の居場所について、あれば利用したいと望む声が少なからずあります。そのため、子育て支援センターの機能を拡充するなどにより、こどもが勉強などに自由に使える場所やセーフティネットとしての役割も果たせる場所の整備を検討する必要があります。

- 若者の活躍の場の提供と地域の協力の必要性

行政・学校・NPO 法人が協力する中で、学生達が自ら様々な企画を行い、実行することで地域の活性化につながっています。将来、富士吉田市で活躍する人材を育成していくために、こどもが地域で活動できる機会を設けていくとともに、地域住民の理解と協力が必要です。

(4) 地域とのつながり

- 地域が協力したこどもの安全確保の取組

アンケート調査では、地域や近所に望むこととして、こどもが危険な目にあった場合の手助けや保護、また良くないことをしているのを見かけた際の注意などがありました。また、富士山周辺の観光客増加による交通環境の悪化や、SNS などを通じた犯罪の増加などが懸念される中、地域が協力してこどもの安全を確保する取組が求められています。

- 複合的な福祉課題に対応できる人材の確保・育成

子育て支援を行う団体・事業者が現場レベルで感じることで、こどもだけでなく、世帯全体への支援が必要なケースや、分野をまたがる複合的な福祉課題を抱えるケースが増えてます。そのため、支援が必要な個人・家庭に対し、地域の実情に応じた包括的な支援プランを検討できる人材の育成・確保が求められます。

- 地域のつながりの希薄化と社会からの孤立

核家族世帯の増加や、地域のつながりの希薄化により、社会から孤立したこどもや子育て世帯が増えています。誰一人取り残されない社会の実現には、家庭、学校・保育園・幼稚園、地域などが協力・連携し、地域社会全体でこどもや子育て世帯を支えることが重要です。また、地域とのつながりを築くために、それぞれのニーズに応じた多様な居場所づくりが求められます。

(5) こども・若者の自立支援

- こども・若者の自己肯定感を高める支援

アンケート調査では、こども・若者の約 7 割が「今の自分が好きだ」、「自分に自分らしさというものがある」といった自己肯定感を持っています。一方で自己肯定感が低いこども・若者も一定程度いることから、学校教育、地域でのスポーツや文化活動、家庭教育を通じた自己肯定感を高めるための支援が必要です。

- こども・若者が自ら将来の選択ができるための取組

アンケート調査では、自分の将来について「希望がある」と回答した割合が高くなっています。こども・若者が夢や希望を持ち、自らの意思で将来のライフプランを選択できるよう、地域での様々な体験機会や、就職相談などの充実と、それを支援する担い手の育成や、地域ネットワークの強化に取り組んでいく必要があります。

- こども・若者の様々なニーズに応じた支援

アンケート調査では、こども・若者に対する支援として、お金の心配をせず学べる支援や、困難を抱えるこども・若者への包括的な支援などに対する要望がありました。家庭や地域での学習支援を始め、様々なニーズに応じた支援のための環境づくりが必要です。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

これまで、5 年間で計画期間として進めてきた『富士吉田市子ども・子育て支援事業計画』において、本市では「みんなで支えあい 笑顔が広がる 元気な家族が暮らすまち」を基本理念としてきました。

国の『こども大綱』では、日本国憲法及びこども基本法の下、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができるよう、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、これまで推進してきた「第2期富士吉田市子ども・子育て支援事業計画」の理念や方向性を引き継ぎながら、こども・若者へのアンケート調査等の意見に加えて、本計画策定にあたっての議論を踏まえ、以下のように基本理念を設定します。

こども・若者の未来を みんなで支えあい
笑顔が広がる 元気な家族が暮らすまち

2 基本的視点

基本理念を実現するために、次の視点に立って取組を進めます。

(1) こどもの視点

こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益と権利が十分に尊重されるよう配慮し、こどもの視点に立ち、こども同士、また、多様な世代がふれあえる取組を進めます。

(2) 次代の親づくりの視点

こどもは次代の親になるという視点に立ち、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、健全育成を支援する取組を進めます。

(3) 家庭の視点

家庭は、こどもの健やかな成長に大きな役割と責任があるという視点に立ち、妊娠・出産をはじめ、こどもの成長段階に合わせた家庭生活を支援する取組を進めます。また、保護者が安心してこどもを外出させ、活動させる環境の整備に努めます。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の視点に立ち、保護者が仕事も子育てもやりがいと充実感を持って両立できるよう、環境づくりへの取組を進めます。

(5) サービスの利用者・提供者の視点

サービスの利用者と提供者の視点に立ち、身近な環境で必要なサービスを的確にスムーズに利用できる環境づくりへの取組を進めます。

(6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域には、子育てを支援する市民活動団体やボランティア、民間事業者などが豊富に存在するという視点に立ち、地域の社会資源を充分かつ効果的に活用した取組を進めます。

(7) 情報提供の視点

市民及び将来の市民の視点に立って、子育て支援の制度や施設、イベントなどの情報が分りやすく、容易な手段で入手できる取組を進めます。

(8) こども・若者の意見表明の機会確保の視点

市の施策などを行う際に、こども・若者の意見を聴き、その意見を反映させるように努めることの周知啓発の取組を進めます。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、各種子育て支援施策を推進していくため、以下のとおり4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

- (1) 地域における子育て支援の充実
- (2) 母子の健康の確保と増進
- (3) 職業生活と家庭生活の充実
- (4) 障害児支援の充実

基本目標2 子どもが健やかに育つ環境の充実

- (5) 教育の充実
- (6) こどもの人権の擁護

基本目標3 子どもと子育てを支える環境の充実

- (7) 地域における子育て機能の強化
- (8) 子育てを支援する生活環境の整備及びこどもの安全の確保

基本目標4 子ども・若者が成長する環境の充実

- (9) 支援を必要とする子どもや家庭への取組の充実
- (10) 子ども・若者の健全育成
- (11) 若者の自立に向けた環境の整備

4 計画の体系図

基本理念	基本目標	施策目標	基本施策
こども・若者の未来を みんなで支えあい 笑顔が広がる 元氣な家族が暮らすまち	1 安心してこどもを産み育てられる環境の充実	1 地域における子育て支援の充実	1 多様なニーズに対応した保育サービスの充実
			2 保育所・幼稚園・認定こども園の運営改善
			3 情報提供・相談体制の充実
			4 地域における子育て支援サービスの充実
		2 母子の健康の確保と増進	1 安全な妊娠・出産の支援
			2 母子の健康づくりの支援
			3 小児医療の充実
			4 食育の推進
		3 職業生活と家庭生活の充実	1 男女共同参画の推進
			2 子育てを両立できる就業環境の整備
		4 障害児支援の充実	1 障害児の就学支援等の充実
			2 障害児の自立支援の充実
	2 こどもが健やかに育つ環境の充実	5 教育の充実	1 次代の親の育成
			2 学校教育の充実
			3 家庭教育の充実
			4 自然体験等多様な体験機会の提供
		6 こどもの人権の擁護	1 こどもの人権教育の推進
			2 こどもへの虐待防止対策の充実
	3 こどもと子育てを支える環境の充実	7 地域における子育て機能の強化	1 地域における子育て意識の啓発
			2 地域の人材の活用・育成
		8 子育てを支援する生活環境の整備及びこどもの安全の確保	1 こどもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進
			2 こどもの安全の確保
	4 こども・若者が成長する環境の充実	9 支援を必要とするこどもや家庭への取組の充実	1 経済的支援の推進
			2 ひとり親家庭の自立支援の推進
			3 こども・若者の貧困に関する取組の充実
		10 こども・若者の健全育成	1 こども・若者の健全育成
			2 思春期保健対策の充実
		11 若者の自立に向けた環境の整備	1 若い世代が暮らしたいまちづくりの推進

第4章 施策の展開

基本目標 1 安心してこどもを産み育てられる環境の充実

地域における安全で快適な妊娠や出産環境を確保するとともに、母子の健康増進や仕事と家庭が両立できる就業環境の整備、こども一人ひとりの特性に応じた子育て支援の充実を図ることにより、出産から育児まで切れ目のない支援を実現します。

成果目標

指標名	現況値		目標値
	値	年度	R11
住んでいる地区が、子育てしやすい環境だと感じる割合	57.6%	R6	62.0%
一時預かり事業（幼稚園型以外）の実施	2 か所	R5	3 か所
妊娠 11 週以下での妊娠届出率（%）	88.6%	R6	90.0%
産後うつ質問票 9 点以上の割合（%）	5.6%	R6	減少

施策目標 1 地域における子育て支援の充実

基本施策 1 多様なニーズに対応した保育サービスの充実

事業・施策名	内容	担当部局
児童数に見合った受入体制の整備	児童数やニーズ量の推移等を踏まえて通常保育の受入体制を整備します。 3歳未満の児童に対する低年齢児保育についても、ニーズに応じて一層の充実に努めます。	子育て支援課
延長保育の実施	延長保育については、現行の時間外保育で対応するものとし、ニーズに応じて受入れ体制を整備します。	子育て支援課
一時預かりの実施	非定型的な就労形態や出張、病気、その他の私的な理由など、保護者の緊急的な事情により必要となる一時預かりのニーズに対応できるよう、予約方法の見直し等を検討します。	子育て支援課
休日保育の実施	子育てと仕事の両立支援の一環として、日曜、祝日などの休日保育について、ニーズを把握しながら事業の検討を行います。	子育て支援課
病児・病後児保育の実施	保育所や幼稚園に通所・通園している児童や小学生の病気やケガの回復期などにおいて、集団保育が困難な場合に、保育と看護の双方を行うことにより、子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援します。	子育て支援課
幼稚園における預かり保育の実施	認定こども園、幼稚園を利用する教育認定を受けた児童を対象に家庭の様々なニーズに対応するため、施設が定める通常教育時間の前後や長期休業等に利用を希望する在園児に対し引き続き預かり保育を実施します。	子育て支援課
住民参加による保育サービスの推進	仕事と育児の両立支援、保護者の育児負担の軽減等を目的に、育児の援助を受けたい依頼会員と、育児を援助したい協力会員からなる育児の相互援助組織である「ファミリー・サポート・センター」の活動趣旨や急な預かり、保育所への送迎などのサービス内容に関する広報に努め、依頼会員数、協力会員数の拡大や実施内容の充実に努めます。	子育て支援課

基本施策2 保育所・幼稚園・認定こども園の運営改善

事業・施策名	内容	担当部局
保育・教育サービスの質の向上	保育所・幼稚園・認定こども園の職員に対する研修を充実することにより資質の向上を図るとともに、保育所・幼稚園・認定こども園間の園児の交流や職員の合同研修会の実施など、施設間の連携強化を進め、幼児教育・保育水準の向上に努めます。 また運営面においても、①利用者が必要とする様々な情報の提供、②苦情に対する適切な対応、③利用者相互の交流の促進等に努めます。	子育て支援課
地域に開かれた保育所・幼稚園・認定こども園の構築	各保育所・幼稚園・認定こども園がそれぞれの特徴を生かし、地域住民に対する情報提供や相談体制を強化するとともに、地域住民に園の行事等に参加してもらうなど、地域住民に身近な存在となる施設づくりを進めます。 また、「幼保小連絡協議会」において保育所・幼稚園と小学校の連携を図り、いわゆる「小一プロブレム」の発生を抑制し、速やかに小学校の生活に馴染めるよう努めます。	子育て支援課

基本施策3 情報提供・相談体制の充実

事業・施策名	内容	担当部局
乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の充実	乳児のいる全ての家庭に対して、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言等を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施します。 また、乳児家庭全戸訪問事業において把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められるこどもとその保護者等を対象に、養育に関する相談、指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」を実施します。 今後も引き続き実施率の向上に努めるとともに、こどもの健全な成長やこどもへの虐待防止のため、保護者の保育状況の把握、精神的負担の軽減のきっかけとなるよう対応に努めます。	こども家庭センター
情報提供の充実	選定したこどもや子育てに関する情報を子育て LINE などの「SNS」や「ホームページ」、「広報紙」等の多様な媒体を活用して効果的に提供することにより、情報提供の充実に努めます。 また、これらの情報提供手段がより多くの保護者に利用されるよう、内容の充実や利便性の向上に努めます。	子育て支援課 こども家庭センター

事業・施策名	内容	担当部局
相談体制の充実	保健師や社会福祉士、相談員等を配置していたこれまでの組織を再編するなかで、専門性の高い相談に対応できる体制として令和6年度に新たに整備されたこども家庭センターを中心に、子育て家庭への相談体制の強化に努めるとともに、相談窓口の周知と「相談しやすい窓口」の雰囲気醸成に努めます。 また、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、関係機関と構成する地域協議会における積極的な協議・情報収集等に努めます。	こども家庭センター
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整備します。	こども家庭センター

基本施策4 地域における子育て支援サービスの充実

事業・施策名	内容	担当部局
地域子育て支援拠点事業の実施	乳幼児及びその保護者の交流、子育てについての相談、情報提供、助言等を行う拠点施設の整備を図ります。	こども家庭センター
遊びの教室・育児教室の設置	親の育児力を高めるため、また、親同士の交流を図るため、身近な地域子育て支援拠点等において、子育て支援員等が子育て中の保護者に対し、具体的な遊びの指導などを通して子育ての支援を行います。	こども家庭センター
子育てサロンの育成・支援	乳幼児をもつ親とそのこどもが気軽に集い、相互に交流を図ることを目的に、子育て情報や活動拠点の提供や人材の育成等によって、自主的な子育てサロンを育成・支援することで、地域での子育て活動の活発化を図ります。	こども家庭センター
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる拠点を設けます。それにより、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談、食事の提供を通じ、状況を把握し支援することで、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	こども家庭センター

施策目標 2 母子の健康の確保と増進

基本施策 1 安全な妊娠・出産の支援

事業・施策名	内容	担当部局
妊娠届出・母子健康手帳の交付	安全な妊娠・出産ができるよう妊娠 11 週までに妊娠届出を行うよう周知します。 妊娠届出の手続きにより妊婦を把握し、母子健康手帳の交付、個別の支援プランの作成及び地区担当保健師の紹介を行います。また、必要により関係機関との連携を図り、安心して出産が迎えられるよう支援します。 近年、低出生体重児の増加や虫歯のあるこどもの増加傾向がみられることから、母子健康手帳の交付時には、喫煙対策、歯科保健、妊婦のBMI調査による栄養相談を勧奨し、積極的介入に努めます。	こども家庭センター
出産・育児に関する情報提供	妊産婦や乳幼児を対象にする事業を紹介する情報誌や市ホームページ等を活用し、妊娠中から出産、育児についての不安や悩みを軽減できるよう情報提供に努めます。	こども家庭センター
妊婦健康診査及び産婦健康診査の推進	母子健康手帳の交付時に、「妊婦健康診査受診票」を交付して、妊娠期の健康管理及び安全で快適な出産のため健康診査を推進します。さらに平成 30 年度から「産婦健康診査受診票」を交付して、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るとともに、産後の初期段階における母子に対する支援を強化します。	こども家庭センター
妊産婦・新生児訪問指導	妊産婦を対象に、安全で快適な出産と妊娠中や産後の心身の健康管理等を目的として、必要な人に保健師等が家庭に訪問して指導し、治療が必要な場合には受診勧奨を行います。また、新生児のいる家庭を保健師等が訪問し、養育、健康管理に必要な知識と適切な情報の提供及び必要なアドバイスを行うなど、一人ひとりの状況に応じた対応に心がけ、育児不安の軽減等に努めます。	こども家庭センター
母親学級・両親学級の推進	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と親としての意識の醸成を図るとともに、育児仲間づくりを支援するため、母親学級・両親学級の推進を図ります。 また、産院と連携しながら事業の実施内容を精査するとともに、ニーズに対する実施日数・定員の検討、父親・家族支援の方法についても検討していきます。	こども家庭センター
産前産後ケアの充実	産前産後ケアルームひだまりにおいて、妊娠期は健康に過ごすことができ安心・安全に出産に臨めるよう、産後は乳児の健やかな成長発達と育児の不安や心配の軽減のため、助産師・看護師等が伴走型相談支援を行います。 また産後うつ予防のため、産婦の心身の休息を図るレスパイトケアを実施します。	こども家庭センター

基本施策 2 母子の健康づくりの支援

事業・施策名	内容	担当部局
乳幼児健康診査の推進	乳幼児に対する健康診査を推進し、疾病や障害の早期発見並びに心身の健全な発育を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。 今後は、健診内容の充実を図るとともに、健康診査を育児や発育についての相談・啓発、情報提供の場としても活用し、内容の充実に努めます。	こども家庭センター
健診後のフォローアップ体制の充実	健診の結果、発達や生活習慣についてフォローの必要なこどもに対し、「すこやか相談」や「すこやか教室」等の機会を活用することにより、成長の実態を把握し、保護者とともにこどもの発達の促進に努めます。また、これらの実施内容の充実に向けて、関係機関等と連携を図り、日程調整や周知・連携方法を見直すなど、体制の充実に努めます。	こども家庭センター
歯科保健対策の推進	歯科保健への意識を高めるとともに、歯に関する相談指導の充実を図るため、妊娠期の歯周疾患検診や健康教育の実施に努めます。また、出生後の4ヶ月健診の集団指導や乳幼児期を通してきめ細かい健診や歯みがき指導を実施するなど、多岐にわたる対策を継続します。	こども家庭センター
健康的な生活習慣の確立	生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のために、乳幼児・児童・生徒を持つ親等を対象に、こどもの生活リズムの確立や食生活、運動等について、意識の啓発と知識の普及、相談指導の充実に努めます。	こども家庭センター
予防接種の実施	予防接種法に基づく定期予防接種の実施を行うとともに、予防接種法に規定されていない任意予防接種を受ける際の負担軽減のため、接種費用の一部を助成する事業を展開し、感染症のまん延を予防できるよう、迅速な情報提供と広報・啓発に努めます。	健康長寿課
感染症対策の実施	全市民を対象に、感染症の流行状況について情報提供を行うとともに、感染症予防の啓発に努めます。 また、感染力の強い疾患については、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて行動できるよう、関係機関との連携を図り、市民へ広報・啓発に努めます。	健康長寿課
健康相談の実施	乳幼児を対象に、身体計測の他、保健師による育児及び発達相談、歯科衛生士による歯の相談、栄養士による栄養相談を行います。また、多様な相談に対応できるよう、多職種による相談体制の確立に努めます。	こども家庭センター

事業・施策名	内容	担当部局
女性のためのがん検診の実施	乳がん・子宮がん等女性特有のがんの早期発見、早期治療を目的に、女性のためのがん検診を実施します。 受診者増加のため、多様な手段を用いて本事業の普及・啓発に努めます。また、「要精密検査」と診断された方への受診勧奨の強化を図ります。	健康長寿課

基本施策 3 小児医療の充実

事業・施策名	内容	担当部局
かかりつけ医の普及	疾病の診断・治療だけでなく、こどもの発育・発達を把握し、育児に関する相談相手として育児不安の解消を図る「かかりつけ医」の普及に努めます。	健康長寿課 こども家庭センター
小児初期・二次救急医療の確保	医療機関や関係自治体と連携を図り、医療提供体制の確保に努めるとともに、休日夜間における適正な受領行動について広報・啓発に努めます。 また、高次の小児医療に関する情報の収集・提供を図ります。	健康長寿課

基本施策 4 食育の推進

事業・施策名	内容	担当部局
食生活改善の促進	「富士吉田市食育推進計画」に基づき、食育を推進していきます。 妊娠期から食生活に関する切れ目のない支援を行い、望ましい食習慣の定着や、食を通じた心身の健全な育成を図るとともに、食に関する学習や体験活動の機会を提供します。 発育・発達段階に応じた食に関する情報を、市のホームページや広報、SNSを活用して周知、提供します。	子育て支援課 こども家庭センター 健康長寿課 学校給食センター
関係機関との連携	“食”に関係する組織及び機関が密に連携し、産官学民の協働により“食育”を効果的に推進します。 関係機関の交流や意見交換の場を設けるため、効果的な“食育”について、食育推進会議で検討を行っていきます。	子育て支援課 こども家庭センター 健康長寿課 学校給食センター

施策目標 3 職業生活と家庭生活の充実

基本施策 1 男女共同参画の推進

事業・施策名	内容	担当部局
男女共同参画の意識啓発	家事・育児などの責任を男女がともに担い、支えあうという、男女を問わず仕事と家庭の両立を促進するための意識啓発に努めます。	こども家庭センター
男女共同参画プランの計画的推進	市民と行政が対等・協力によるパートナーシップを確立し、男女共同参画プランの計画的推進を目指し、啓発活動の方法を検討します。	市民協働推進課

基本施策 2 子育てを両立できる就業環境の整備

事業・施策名	内容	担当部局
子育てを両立できる就業環境の整備	仕事と出産・育児の両立が可能な職場環境づくりに向けて、企業に対して長時間労働の是正、男性を含めた育児休業の取得促進、女性の子育て後の再就職システムの確立などに関する理解と協力を求めるため、効果的な広報活動に努めます。	こども家庭センター

施策目標 4 障害児支援の充実

基本施策 1 障害児の就学支援等の充実

事業・施策名	内容	担当部局
障害児の就学支援等の充実	ノーマライゼーションの理念に基づいて、障害のある子もない子も、ともに家庭や地域ですくすく成長していけるような保育・教育に取り組むインクルーシブ教育のシステムを導入するとともに、保育所等に通う前の療育についても広域的な取組を含めて検討します。 また、障害の状態や居住地に合わせて特別支援学級や特別支援学校への就学支援を行います。 さらに、放課後児童クラブ、放課後子ども教室においても、障害児の受け入れ体制の充実に努めます。	子育て支援課 こども家庭センター 福祉課 学校教育課 生涯学習課

基本施策 2 障害児の自立支援の充実

事業・施策名	内容	担当部局
障害児の自立支援の充実	障害者自立支援法、障害者総合支援法に基づくホームヘルプサービス等の自立支援サービスが利用しやすくなるように、在宅サービスの提供体制の確立を図るとともに、ボランティアによる支援により、社会活動への参画を促進します。 また、発達障害を始め、障害のあるこどもとその保護者に対して、健康診査やすこやか教室等の機会を通じて、早期支援体制の確立を推進します。 将来に渡り、障害児と保護者が身近な地域で安心して暮らし続けられるよう、理解の醸成や特性に応じた的確な支援ができる人材の育成に努めます。 地域全体で障害児を育み支える体制づくりを推進するため、富士北麓圏域内への児童発達支援センターの設置に向け、関係機関と協議を進めます。	福祉課 こども家庭センター

基本目標 2 こどもが健やかに育つ環境の充実

地域の持つ自然環境を活かしながら、家庭、保育・教育の場、地域において、こどもが健やかに育つことができる環境を実現します。

また、地域や関係機関と連携しながら、虐待の防止や相談・支援の充実を図ることにより、こどもの持つ権利を保護します。

成果目標

指標名	現況値		目標値
	値	年度	R11
子育てに関して、不安や負担を感じる割合	44.3%	R6	40.0%

施策目標5 教育の充実

基本施策1 次代の親の育成

事業・施策名	内容	担当部局
親としての意識の育成	保育所・幼稚園・認定こども園・学校や生涯教育など様々な機会を通して、次代の親となるこどもたちが自分の生き方について深く考えるよう指導を行い、子育ての基本的な考え方や楽しさ、パートナーが協力して家庭を築くことの意義、大切さをくり返し啓発します。また、こども・若者に効果的な情報発信を行い、魅力ある教室づくりに努めるとともに、実施日時を考慮するなど、受講しやすい環境を整えます。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課 教育研修所
中高生と乳幼児とのふれあい体験の推進	中高生が親としての意識を養う契機となるよう保育所・幼稚園・認定こども園や生涯教育での職場体験や育児ボランティア活動等、乳幼児とふれあう機会を積極的に提供します。	子育て支援課 生涯学習課 教育研修所

基本施策2 学校教育の充実

事業・施策名	内容	担当部局
確かな学力の向上	知識・技能の確実な習得とそれらを活用する思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲を高め、小中学校の各段階に応じた系統性を持った教育の一層の充実や、児童・生徒の一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導を進め、確かな学力の向上に努めます。	学校教育課 教育研修所
豊かな心の育成	全ての教科領域で道徳教育を進め、地域との連携による奉仕活動、歴史・文化の学習や体験活動を取り入れた富士山学習、体系的なキャリア教育、あいさつ運動等の取組を進めることにより、社会性や規範意識が高く、郷土愛に満ちた豊かな心を育みます。	学校教育課 教育研修所
健やかな体の育成	児童・生徒が生涯にわたって体力の向上・健康な生活習慣の育成、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力の育成を図るため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。	生涯学習課
信頼される学校づくり	学校と家庭・地域社会が十分連携を図れるよう、コミュニティスクールの活動をより活性化させ、各学校で創意工夫を生かした教育活動が一層展開できるようにするとともに、信頼できる学校づくりに努めます。	学校教育課

事業・施策名	内容	担当部局
こどもの教育環境の充実のための相談・指導・支援体制の運営	いじめや不登校、貧困、虐待、ヤングケアラーなど、こども自身が抱えている悩みやこどもを取り巻く家庭環境などの問題を解消するため、総合教育支援員の配置、専門性を持って対応する心理士やスクールソーシャルワーカーの配置など、こどもたちの教育環境充実への取組を継続します。	学校教育課

基本施策3 家庭教育の充実

事業・施策名	内容	担当部局
家庭教育に関する情報提供と学習機会の充実	「親づくり」を目的として、子育てや家庭教育に関する様々な情報提供に努め、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制づくりを推進するとともに、家庭教育に関する保護者の学習機会の充実を図ります。 また、家庭における幼児教育の充実を図り、親子がともに育つ家庭環境の醸成に努めます。 さらに、家庭教育やしつけの悩みを気軽に相談できる体制の確立に努めます。	生涯学習課
親子の触れ合い事業の充実	家庭教育学級、0歳児からのブックスタート事業、図書館ボランティアによる読み聞かせ教室、親と子の読書教室等、体験活動を中心とした親子のふれあいの機会づくりに努めます。	生涯学習課 図書館

基本施策4 自然体験等多様な体験機会の提供

事業・施策名	内容	担当部局
自然体験等多様な体験機会の提供	こどもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、知的発達と豊かな人間性を育てていくため、本市の豊かな自然や伝統文化などを活用して、こどもの発達段階に応じた多様な体験の機会を提供し、こどもたちに個性と創造性を発揮させるとともに、こどもたちの生活を豊かにし、充実させるための環境づくりを推進します。 また、市民のニーズに応え、時代に即した講座を開催するため、情報収集や講座内容の精査を通じて、魅力ある講座づくりに努めます。	生涯学習課

施策目標 6 こどもの人権の擁護

基本施策 1 こどもの人権教育の推進

事業・施策名	内容	担当部局
子ども権利条約の普及啓発	児童・生徒を対象に、子ども権利条約を周知するため、パンフレットを作成・配布するなどして一層の普及啓発に努めます。	子育て支援課 学校教育課 福祉課
こどもの人権に関する意識啓発	こどもの人権を守るため、「子どもの権利条例」を制定するなど、人権擁護の体制の確立について検討するとともに、住民の意識の向上に努めます。	子育て支援課 学校教育課 福祉課

基本施策 2 こどもへの虐待防止対策の充実

事業・施策名	内容	担当部局
児童虐待等に関する啓発活動の推進	児童虐待の防止や早期発見に向け、住民を対象に広報紙や市ホームページ、SNS 等を活用した啓発活動を積極的に行い、児童虐待に対する意識の向上を図ります。 また、新たに社会課題となっているヤングケアラーについても、学校や関係機関と連携・協働し、必要な支援及び支援体制の構築を図ります。 これらの問題に対応する専門職員の配置や研修の受講等により、相談体制や相談機能の充実を図ります。	こども家庭センター
相談機能の充実	こども家庭センターの持つ母子保健と児童福祉の両機能を活かし、多様化・複雑化する事案に対応します。また、関係する他機関や他領域との相談や支援内容を整理し、必要な支援が着実に提供できる体制を再構築し、サポートプランに基づく一体的かつ効果的な支援を図ります。 児童虐待等に関する相談については、庁内や関係機関等との連携を図り、専門職員の配置や研修の受講等により、相談体制や相談機能の充実を図ります。	こども家庭センター
地域における見守り体制の充実	地域住民との協力・連絡体制を強化し連携を図ることで、身近な生活の場におけるこどもの見守り体制の充実を図ります。	こども家庭センター

基本目標3 こどもと子育てを支える環境の充実

地域における子育て意識の醸成や子育て支援活動の活性化を図るとともに、その担い手づくりを推進することにより、子育て世帯のニーズにきめ細かく対応できる環境を整備します。

また、市の関係各課と連携し施設やインフラの整備を推進することにより、安全・安心で子育てしやすいまちづくりを実現します。

成果目標

指標名	現況値		目標値
	値	年度	R11
保護者の最近の生活の満足度	6.0 (平均値)	R6	6.2 (平均値)
ファミリー・サポート・センター会員数や活動件数の増加	依頼会員 587 人 協力会員 180 人 両方会員 52 人 活動件数 3,673 件	R5	依頼会員 600 人 協力会員 180 人 両方会員 52 人 活動件数 4,000 件
ホームスタートビジター数	30	R5	増加

施策目標 7 地域における子育て機能の強化

基本施策 1 地域における子育て意識の啓発

事業・施策名	内容	担当部局
地域における子育て意識の啓発	様々な機会を利用し、地域社会全体の子育てへの関心を高め、子育てに関する問題への理解を深められるよう意識の啓発に努めることにより、地域の子育て機能の向上、こどもと子育て家庭にやさしい地域づくりを目指します。	子育て支援課 こども家庭センター

基本施策 2 地域の人材の活用・育成

事業・施策名	内容	担当部局
地域の人材の活用・育成	地域の実情を把握している民生委員・児童委員の協力を得て、ファミリー・サポート・センターの協力会員やホームスタートのビジターなど、子育てを支える活動への参加者を増やし、地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。	子育て支援課 こども家庭センター

施策目標 8 子育てを支援する生活環境の整備及びこどもの安全の確保

基本施策 1 こどもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進

事業・施策名	内容	担当部局
安全な道路交通環境の整備	既存の歩道において、誰もが安全かつ快適に歩行や移動ができるようバリアフリー化を検討するとともに、地域と連携し経年劣化箇所の迅速な発見、修繕を行い、こどもや子育て家庭に配慮した道路整備を図ります。また、保育所、幼稚園、認定こども園や学校付近においては、交通安全の看板や交通安全標識・カーブミラー等交通安全施設の整備について検討します。	子育て支援課 学校教育課 安全対策課 道路公園課
利用者の視点に立った施設づくりの推進	こどもや乳幼児連れの人々が利用する公共施設等において、段差の解消やエレベータの設置、危険防止のための手すりの設置等の整備を図るとともに、親子で利用できるトイレや授乳室の設置など、利用者の視点に立った施設整備を検討します。	子育て支援課

基本施策 2 こどもの安全の確保

事業・施策名	内容	担当部局
こどもの交通安全対策の推進	こどもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等の関係機関が連携、協力した通学路安全推進会議を開催するとともに、実際に道路の危険箇所を確認し、対策を検討する通学路合同点検を引き続き実施します。また、こどもや子育て家庭等を対象とした参加体験型の交通安全教育を積極的に展開し、交通安全に対する意識の啓発に努めます。	子育て支援課 学校教育課 安全対策課 道路公園課
不慮の事故防止対策の推進	乳幼児の事故を未然に防ぐために、こどもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うとともに、関係機関とも連携した事故の防止や適切な応急処置等に関する相談・教育・情報提供の推進に取組ます。	こども家庭センター
こどもを犯罪被害から守るための対策の推進	こどもの登下校時の安全を確保するため、通学路等に設置した防犯カメラによる犯罪の未然防止を図るほか、犯罪等が発生した場合にも、関係機関と連携して早期解決を図ります。 また、PTA等の学校関係者や防犯ボランティアなどの関係団体と、こどもに関する犯罪の発生状況や危険な場所等の情報共有を図ります。近年はインバウンドによる外国人観光客の増加もあることから、児童・生徒がトラブルに巻き込まれないよう、こどもの緊急避難場所となる「こども 110 番の家」の拡大や、見守り活動の担い手の裾野を広げるなど、地域や関係機関等と連携し、犯罪防止対策の充実に努めます。	安全対策課 学校教育課 富士山課
防災教育、施設の防災対策の推進	近年増加している豪雨災害や今後発生が懸念されている大規模地震、火山の噴火等の自然災害からこどもの安全を守るため、こどもが災害に対して自主的に安全な行動をとれるよう防災教育を推進します。 また、市内保育所・学校等の施設の耐震化は終了していますが、幼稚園も含め安全性の向上のための対策に努めます。	子育て支援課 学校教育課 安全対策課 富士山火山対策室

基本目標4 こども・若者が成長する環境の充実

支援が必要なこども・若者及びその家庭対し、ニーズに合わせた包括的な支援の取組を推進することにより、誰もが将来に夢と希望が持てる環境づくりを目指します。

また、こども・若者の健全育成と健やかな成長を支援するとともに、地域における学習や体験などを通じて自己肯定感や地域への愛着を高めることにより、将来にわたり若者世代が働き続けたいと思うまちづくりを目指します。

成果目標

指標名	現況値		目標値
	値	年度	R11
自分の将来について明るい希望を持っているこども・若者の割合	66.7%	R6	70.0%
子育て支援センター来館者数（中高生）	1,924 人	R5	2,636 人
放課後児童クラブの充実	16 か所 7,313 人	R5	20 か所 9,000 人
こどもの居場所づくり	0 か所	R5	1 か所

施策目標 9 支援を必要とする子どもや家庭への取組の充実

基本施策 1 経済的支援の推進

事業・施策名	内容	担当部局
保育料の適正化に関する検討	3歳児から5歳児までの児童については、令和元年10月から国の制度に基づき、保育料の無償化を実施しています。また多子世帯や低所得世帯については保育料負担の減免を図るとともに、保育サービスに伴う必要経費の負担のあり方を検討し、保育料の適正化に努めます。	子育て支援課
各種制度の継続的实施と周知徹底	児童手当、子育て応援医療費助成、3歳児から5歳児までの児童に対する幼児教育・保育の無償化※1や給食費等の無償化※2、市立小中学校の給食費無償化など、子育て中の家庭の経済的負担の軽減を図るための各種経済的支援の継続・拡大に努めるとともに、制度の周知徹底を図ります。 また、国や県による新たな助成制度が成立した際には、速やかに制度の周知を図るとともに、対象者が当該制度を利用できる体制の確立に努めます。	子育て支援課 こども家庭センター 学校教育課 学校給食センター

※1 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化になります。

※2 給食費の無償化については、4月1日現在において3歳児以上である児童に対し実施

基本施策 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

事業・施策名	内容	担当部局
ひとり親家庭の自立支援	若年母子家庭の数は増加傾向にあり、他部署や他機関の指導や支援を要する場合などがあることから、自立に向けた長期的な相談支援体制を構築します。 ひとり親家庭の生活の安定と自立支援を目指して、各種援助制度を推進するとともに、民生委員・児童委員を始め、地域や学校・行政が協力しながら、日常的な見守り活動を通じてひとり親家庭の実情やニーズを把握し、相談体制の充実を図ります。	こども家庭センター

基本施策 3 こども・若者の貧困に関する取組の充実

事業・施策名	内容	担当部局
こどもの貧困に関する支援	こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関係機関と連携に努め、必要な環境整備や教育の機会均等を図り、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。	子育て支援課 こども家庭センター

施策目標 10 こども・若者の健全育成

基本施策 1 こども・若者の健全育成

事業・施策名	内容	担当部局
こどもの地域での居場所の確保	子育て支援センター等公共施設の有効活用により、雨の日でもこどもが自由で安全に過ごすことができ、親同士の交流も図ることができる、屋内のこどもの居場所の確保に努めます。 さらに、家庭教育やしつけの悩みを気軽に相談できる体制の確立に努めます。	子育て支援課 こども家庭センター
屋外の遊び場の整備	こどもたちの屋外での遊びを活発にするため、幼児対象の遊具などを備えたちびっこ広場について、所管する自治会に対して補助金を交付し、こどもたちが安全かつ身近に遊べる屋外の遊び場としての整備を行えるよう支援していきます。	生涯学習課
放課後児童クラブの充実	昼間保護者のいない家庭の小学生を対象に、学校やコミュニティセンター、地区会館などを活用し、放課後や学校休業日などに適切な遊びや生活を提供する放課後児童クラブの充実を図ります。	こども家庭センター
放課後子ども教室	放課後に学校の教室等を活用して、地域の方々の協力を得ながらこどもたちが安心安全に様々な体験活動や学び・交流を行う場として、今後も継続して実施します。	生涯学習課
異年齢間、世代間交流の推進	こどもが社会性を身につけながら友達づくりができるよう、年齢の異なるこども同士が交流できる場の確保に努めます。 また、こどもたちが体験から得る協調性、思いやりの心などを育めるよう、身近な場所で高齢者等の異世代とふれあう機会の提供を図ります。	子育て支援課 こども家庭センター 学校教育課
こどもを取り巻く有害環境対策などの推進	性や暴力等に関する有害図書類や有害情報については、こどもに対する悪影響が懸念されることから、行政関係機関、PTAなどの地域住民が連携、協力し、こどもにとって良好な環境づくりを目指します。	学校教育課 生涯学習課
問題行動に対する対策の推進	いじめ、不登校、少年非行などの問題行動を起こす児童・生徒に対処するため、学校、教育委員会及び関係機関が連携して、地域における支援システムづくりを推進します。 こどもの健全な育成に向けて啓発活動を推進するとともに、問題行動を早期に発見して的確に対応するため、相談事業や研修会の開催、街頭パトロール等の活動を推進します。	こども家庭センター 学校教育課 教育研修所

基本施策 2 思春期保健対策の充実

事業・施策名	内容	担当部局
心身の健康に関する啓発	妊娠前からの健康づくりを意味するプレコンセプションケアを推進するため、若い世代の全ての人々が将来のライフプランを考えて日々の健康や生活と向き合えるように、早い段階から正しい知識を得る機会を作り、健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながるよう、思春期の心と体の健康づくりを支援します。	こども家庭センター
相談体制の充実	様々な要因により、喫煙、薬物乱用などの問題行動に陥りやすいこどもを対象に、問題解決に取り組むための相談体制の整備を図ります。また、市、学校、関係機関の間において情報共有体制の確立・強化に努めます。	こども家庭センター 健康長寿課 学校教育課

施策目標 11 若者の自立に向けた環境の整備

基本施策 1 若い世代が暮らしたいまちづくりの推進

事業・施策名	内容	担当部局
こどもの地域活動の推進	こどもに地域社会の一員としての自覚や社会性を身につけさせるため、地域におけるボランティア活動をはじめスポーツ活動や文化芸術活動、さらには環境学習、環境保全の実践活動、祭りや地域行事など、地域活動への参加を積極的に支援し、活動の輪を広げます。	生涯学習課
若い世代が暮らすまちづくりの推進	結婚した若い世代を対象とした生活環境の整備に関する支援や、移住定住のための相談・受け入れ態勢の充実強化を図るとともに、地元企業への就労支援などを通して、子育て世代が安心してこどもを産み育てることができる環境を整備します。	子育て支援課 商工振興課 ふるさと魅力推進課

第5章 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の考え方

保護者の潜在ニーズを含めた需要から将来必要な利用人数を見込む「量の見込み」や、必要な供給量を定める「確保方策」を設定する単位として、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

1）教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載します。

2）富士吉田市における教育・保育等の提供区域の考え方

本市では、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な17事業）の提供区域は、富士吉田市の市街地の形状、地域の一体性及び保護者の利便性等の観点から、全ての事業について、全市1区域とします。

2 量を見込む区分について

1) 認定区分

子ども・子育て支援法では、就学前の児童に関して保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、2号及び3号認定については保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	利用施設
1号	満3歳以上で保育の必要性がない就学前の児童	・認定こども園 ・幼稚園
2号	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の児童	・認定こども園 ・保育所
3号	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた児童	・認定こども園 ・保育所 ・特定地域型保育事業

2) 認定基準

保育の必要性の認定（2号・3号）に当たっては、以下の3点について基準を設定します。

観点	内容
事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労、自営業、在宅勤務など基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。） また、育児休暇取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要である場合 ②就労以外 保護者の疾病・障害、妊娠・出産、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学などに加え、本市が保育を必要と認める事由
区分	①保育標準時間（11時間保育） 月単位の就労時間が120時間以上 ②保育短時間（8時間保育） 月単位の就労時間が48時間以上120時間未満 ※就労以外の事由の場合は、その内容に応じて区分を決定
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースのこども等

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

令和 7 年度から令和 11 年度までの計画期間中に必要となる子ども・子育て支援事業の量の見込みは、子育て世帯へのアンケート調査（ニーズ調査）の結果をはじめ、現状の利用実績を含めて総合的に勘案し推計しました。

住民アンケートに基づき推計する方法は、国の手引き（市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き）に従いました。

(1) 1号認定及び2号認定（教育目的の希望が強い）

1号認定の3歳児から5歳児までの児童及び2号認定（保育の必要性あり）の3歳児から5歳児までの児童のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの（教育ニーズ）

【確保の方策】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童の人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （必要利用定員数）	263	243	223	208	196
1号認定	263	243	223	208	196
2号認定 （教育の利用希望が強い）	—	—	—	—	—
確保の方策（利用定員数）	385	385	385	385	385
過不足	0	0	0	0	0

(2) 2号認定

保育の必要性があり、保育ニーズがある3歳児から5歳児までの児童の認定区分（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、保育所施設の、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	663	615	564	526	498
確保の方策	763	763	763	686	593
過不足	0	0	0	0	0

(3) 3号認定

保育の必要性があり、保育ニーズがある0歳児から2歳児の児童までの認定区分（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、今後、ニーズが増加することを視野に入れ、必要数の確保に努めます。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員数）	488	493	492	480	473
0歳児	103	114	114	112	110
1歳児	171	181	183	180	177
2歳児	214	198	195	188	186
②確保の方策	590	590	590	537	490
過不足	0	0	0	0	0

(4) 保育利用率

計画期間における、0歳児から2歳児までの児童の数全体に占める、3号認定に該当する利用定員数の割合の目標値は以下のとおりです。

(単位：％)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	42.7	49.2	50.0	50.0	50.0
1歳児	71.1	76.5	80.0	80.0	80.0
2歳児	80.4	83.0	83.0	83.0	83.0

4 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の整備促進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟にこどもを受け入れることができる施設として位置づけられています。現在、市内には5つの認定こども園があり、家庭を取り巻く環境の変化などから多様化するニーズに対応し、保育の受入れ幅を広げることに努めます。

(2) 幼・保・小連携の体制強化

現状の課題を踏まえ、「小一プロブレム」や発達障害の可能性があるこどもなどに対応するため、幼稚園・保育所・小学校等における職員の密接な連携を保ち、情報の共有化に努めます。

(3) 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

地域型保育事業は、小規模かつ0歳児から2歳児までの児童に対する保育であることから、「保育内容の支援」、「代替保育」、「卒園児の受け皿の確保」の3要件で合意した連携施設としての教育・保育施設の確保を必要としているため、地域が抱えるさまざまな保育ニーズにきめ細かく対応し、子育て家庭への支援を行うとともに、適切なサービスを選択できるよう、地域・事業者・行政等が協働してサービスを提供できる体制づくりを推進します。

5 教育・保育施設の質の向上

(1) 職員配置の充実

こどもの年齢に応じてきめ細かな教育・保育が可能な職員の確保・配置に努めます。特に、低年齢児の保育ニーズが高いことから、必要な職員の人数の確保に努めます。

人材の確保にあたっては、一度職場を離れた有資格者の離職理由を調査するなど、離職の防止につなげます。また、子育て支援員や保育補助員など、保育士をサポートする人材の確保・育成にも努めます。このほか、職員の処遇改善や福利厚生の実施に努めます。

(2) 職員の資質向上に向けた研修等の充実

各施設における職員研修や自主研究の実施を促進するとともに、関係機関等が実施する外部研修の情報提供に努めます。

また、教育・保育施設等職員の合同研修を行うなど、同年齢のこどもに関する情報や課題の共有化、対応策の検討など専門性の向上を支援します。

(3) 保育施設の改修・整備

各保育施設の設備について、改修・整備を検討し、国の補助金などを有効活用する中で、利用者のニーズを把握し、こどもたちが安心して使用できる施設の提供と充実に努めます。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。こどもや保護者等の身近な場所で行う「基本型」と、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児等の相談支援等を行う「こども家庭センター型」があります。

【確保の方策】

保育サービスの利用に対する情報収集・相談業務・支援活動の提供に取組とともに、妊産婦や子育て世帯の心身の状態やニーズを把握し、必要な支援を提供します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型（箇所）	1	1	1	1	1
こども家庭センター型（箇所）	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の時間に、保育所等において保育を実施する事業です。

【確保の方策】

現在7保育園で受け入れ体制を整えていますが、ニーズに応じて必要な支援を提供します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		168	168	168	168	168
確保の方策	実人数（人）	168	168	168	168	168
	施設数（箇所）	12	12	12	12	12

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労等により、放課後等の時間に適切な監護を受けることができない小学生に対し、放課後等の居場所を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【確保の方策】

利用ニーズに上昇傾向が見られるため、今後に応じて受け入れ枠を拡大するなどの検討をします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		734	734	734	734	734
	1年生	210	210	210	210	210
	2年生	177	177	177	177	177
	3年生	169	169	169	169	169
	低学年 計	556	556	556	556	556
	4年生	92	92	92	92	92
	5年生	50	50	50	50	50
	6年生	36	36	36	36	36
	高学年 計	178	178	178	178	178
確保の方策	実人数（人）	734	734	734	734	734
	施設数（箇所）	19	19	19	19	19

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になったこどもを児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【確保の方策】

利用ニーズに対して、現在十分な受入れ体制が確保されています。今後ニーズに応じて必要な受け入れ枠を拡大するなどを検討します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		80	100	120	120	160
確保の方策	利用延べ人数（人）	80	100	120	120	160
	施設数（箇所）	4	4	4	4	4

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【確保の方策】

安心して子育てができるように、必要な支援や助言を行うために、市の保健師等による乳児家庭の全家庭への訪問を継続していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	274	263	252	241	231
確保の方策（人）	274	263	252	241	231

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、安定してこどもを養育できるよう、専門的な育児指導・助言等を行う事業です。

【確保の方策】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育に関する支援が必要な家庭に訪問し、指導・助言を行うことで、適切な養育の実施を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	40	40	40	40	40
確保の方策（人）	40	40	40	40	40

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【確保の方策】

乳幼児とその保護者が孤立せず、子育てができる環境の整備に努めるとともに、利用者のニーズに沿った地域子育て支援拠点を確保します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
確保の方策	利用延べ人数（人）	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
	施設数（箇所）	2	2	2	2	2

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園型

【確保の方策】

幼稚園の預かり保育を支援するとともに、保護者のニーズに沿ったサービスの提供に努めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
確保の方策	利用延べ人数（人）	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
	施設数（箇所）	2	2	2	2	2

② 幼稚園型以外の不定期利用

【確保の方策】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）や、一時預かり施設の充実や事業運営の人員を確保します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間延べ人数（人）		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の方策 年間延べ人数（人）		3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
一時預かり事業 利用延べ人数（人）		1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
子育て援助活動（未就学児） 年間延べ人数（人）		2,240	2,240	2,240	2,240	2,240

(9) 病児病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【確保の方策】

利用者のニーズに適切に対応しつつ、緊急時に円滑に対応するため、事業関係者と連携し、必要な施設、定員を確保します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		1,050	1,050	1,100	1,100	1,100
確保の方策	延べ利用定員数（人）	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
	施設数（箇所）	3	3	3	3	3

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方策】

多様化する依頼会員のニーズに対応するため、協力会員の確保に努めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 延べ利用者数（人）		1,643	1,643	1,643	1,643	1,643
確保の方策 延べ利用者数（人）		1,650	1,650	1,650	1,650	1,650

(11) 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保の方策】

妊娠期の適切な時期に定期的な健診の受診を促すことで、異常の早期発見、早期治療につなげるとともに、精神的不安の解消機会を確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 延べ人数（人）	3,682	3,528	3,374	3,234	3,094
確保の方策 延べ人数（人）	3,682	3,528	3,374	3,234	3,094

(12) 妊婦等包括相談支援事業

面談やその他の方法により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【確保の方策】

こども家庭センターでの保健師による面談等を実施します。現在、量の見込み（妊婦等への相談支援へのニーズ）について、提供体制は確保されています。今後ニーズの高まりがみられた場合には、適切な提供体制の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（回） （妊娠届出数×面談回数3回）	861	834	822	810	798
②確保の内容（回） （こども家庭センター）	861	834	822	810	798
実施箇所（箇所） （こども家庭センター）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和 8 年度から実施予定の事業であり、就労要件を問わず、0 歳 6 か月以上満 3 歳未満までの保育所や幼稚園などに就園していない乳児等を月一定時間まで、利用可能枠の中で通園可能とする事業です。

【確保の方策】

今後、他自治体の先進事例を参考にするとともに、国の制度設計により、提供体制の確保に努めます。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児	①量の見込み（人日）	－	4	4	4	4
	②確保の内容（人日）	－	4	4	4	4
1 歳児	①量の見込み（人日）	－	4	4	4	4
	②確保の内容（人日）	－	4	4	4	4
2 歳児	①量の見込み（人日）	－	4	4	4	4
	②確保の内容（人日）	－	4	4	4	4

(14) 産後ケア事業

日帰り型産前産後ケア～産前産後ケアルームひだまり～を開設し、利用者の受け入れを通じて、母体の休養と体力の回復、母体ケア・育児ケア等を行っています。

【確保の方策】

母子とその家族が健やかな育児ができるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。

【日帰り型産前産後ケア】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）（人）	6,339	6,144	6,057	5,970	5,883
確保の内容（延べ人数）（人）	6,339	6,144	6,057	5,970	5,883
実施箇所（箇所） （産前産後ケアルームひだまり）	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【宿泊型産前産後ケア】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）（人）	19	18	18	17	17
確保の内容（延べ人数）（人）	23	23	23	23	23
実施箇所（箇所） （山梨県産後ケアセンター）	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

（15）子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【確保の方策】

令和6年度時点では実施していませんが、今後、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）（人）	59	58	56	55	54
確保の内容（延べ人数）（人）	59	58	56	55	54

（16）児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を通じて、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【確保の方策】

令和6年度時点では実施していませんが、今後、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	10	10	10	10	10
確保の内容（人）	10	10	10	10	10

(17) 親子関係形成事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【確保の方策】

令和 6 年度からこども家庭センターにおいて実施しています。利用者のニーズに応じた適切な提供体制の確保に努めます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）	30	29	28	28	27
確保の内容（人）	30	29	28	28	27

第 6 章 計画の推進体制と進行管理

(1) 推進体制

各種子育て支援施策の実効性を高めるため、「子ども・子育て会議」を計画推進組織として位置づけます。

また、子ども・子育て支援の関連分野は、児童福祉だけでなく多岐にわたることから、関係機関・各種団体・地域等との連携を密にして取り組みます。加えて、国・県や他市町村とも連携して、本計画の推進に努めます。

なお、本市では、課題の検討や計画の見直しなど、その時々々の社会情勢などに応じて柔軟に対応することとします。

(2) 計画の進行管理

本計画の各事業は、市の行政評価システムにより進捗管理を行います。年度毎の施策評価・事務事業評価の実施にあたっては事業の見直しを行い、改善策を図ります。

また、「子ども・子育て会議」において、年度ごとに、計画内容の進捗状況のチェックや評価を行うことに努めます。

会議では、教育・保育施設を始め、特定地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの確保状況のほか、こどもの貧困に関する施策（事業）、次世代育成支援等に関する施策（事業）の進行状況の把握と検証・評価を行い、計画推進における課題の分析、取組方策を協議します。

また、協議された内容等については、市民への情報提供に努めます。

第 7 章 資料編

1 関係条例

○富士吉田市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 25 日

条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。次条において「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、富士吉田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第 43 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関し、法第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 会議の委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民生活部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 (略)

2 委員名簿

富士吉田市子ども・子育て会議委員名簿

富士吉田市子ども・子育て会議委員名簿

令和4年10月1日～令和7年9月30日(令和6年第1回会議開催時点)

敬称略

No.	《構成団体》		《団体名》	《役職》	《委員氏名》	《備考》
1	子育て活動団体	子育てサロン代表	びよびよ寺子屋	代表	遠山 章信	会長
2		認定こども園代表	幼保連携型 認定こども園 富士保育園	園長	浅沼 鎮雄	会長 職務代理
3		小規模保育施設代表	株式会社 ウブントゥ	代表取締役	大沼 博之	
4		認可外施設代表	特定非営利活動法人 Be-Happy	代表理事	渡邊 亜沙美	
5		子育て支援団体代表	NPO 法人 子育てふぁんはうすふわっと	代表	渡邊 弘美	
6	教育	幼稚園代表	学校法人聖テレジア学園 小さき花幼稚園	園長	渡邊 理恵	
7		小中学校校長会代表	富士吉田市立下吉田中学校	校長	三浦 雅彦	
8	保護者	小中学校 PTA 代表	富士吉田市 PTA 連合会	会長	井上 貴文	
9		幼稚園保護者代表	学校法人聖テレジア学園 小さき花幼稚園 保護者会	代表	小俣 雄揮	
10		市保育所保護者連合会代表	富士吉田市 保育所保護者連合会	会長	古屋 匡敏	第一保育園
11		マザーズホーム保護者代表	富士吉田市立マザーズホーム 保護者会	会長	宇田川 悦子	
12	有識者		富士吉田市主任児童委員会	副部会長	田邊 美佐代	
事務局		市民生活部		部長	舟久保 佳浩	
		市民生活部管理本部		次長	遠山 誠	
		市民生活部こども子育て担当		次長	桑原 千保	
		市民生活部福祉課		課長	川野 竜洋	
		市民生活部健康長寿課健康 推進担当		課長	佐藤 多恵	
		教育委員会学校教育課		課長	柏木 和人	
		教育委員会生涯学習課		課長	山口 悦子	
		教育委員会教育研修所		課長	井上 信子	
		市民生活部子育て支援課		課長	井出 雅彦	
		市民生活部子育て支援課		課長補佐	九川 恵太	
		市民生活部子育て支援課		課長補佐	田辺 千鶴	
		市民生活部子育て支援課		課長補佐	梶原 久美子	
		市民生活部こども家庭センター		課長	渡辺 元也	
		市民生活部こども家庭センター		課長補佐	安保 尚	
		市民生活部こども家庭センター		課長補佐	丸山 智美	
		市民生活部こども家庭センター		主幹	宮下 直美	

第 1 期 富士吉田市こども計画

発行年月：令和 7 年 3 月

発行・編集：富士吉田市 市民生活部 子育て支援課

〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田六丁目 1 番 1 号

電話番号：0555-22-1111

FAX 番号：0555-22-7666

E-mail：kosodate@city.fujiyoshida.lg.jp